

令和8年度第1回朝霞市男女平等推進審議会 次第

日 時 令和8年5月22日(金)
午前10時から
場 所 朝霞市役所本庁舎4階 401会議室

1 開 会

2 議 事

- 1) 第3次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画策定について
- 2) 令和7年度朝霞市男女平等推進年次報告について
- 3) その他

3 閉 会

資料1

(敬称略)

朝霞市男女平等推進審議会

(13人)

委員氏名	職	備考 (構成等)
小島 真知子		1号委員(男女平等の推進に関する活動を行っている者)
片山 弥生		1号委員(男女平等の推進に関する活動を行っている者)
上村 裕崇		2号委員(朝霞警察署)
井ヶ田 輝美		2号委員(埼玉県朝霞保健所)
渡辺 千津子		2号委員(埼玉県男女共同参画推進センター)
小柴 和子		3号委員(東洋大学教授)
金子 智恵子	副会長	3号委員(朝霞市商工会)
久慈 須美子		3号委員(女性起業家)
栗山 昇	会長	3号委員(司法書士)
土佐 隆子		3号委員(民生委員児童委員)
島根 道子		4号委員(公募)
武田 範夫		4号委員(公募)
山里 秀則		4号委員(公募)

※選出枠ごとに50音順に掲載

任期:令和7年7月15日~令和9年7月14日

第 3 次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画

(令和 8 年度～令和 1 2 年度)

【2026 年度～2030 年度】

朝 霞 市

も く じ

第1章 計画の構成

1 計画の名称	2
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の性格と位置付け	2
4 計画の期間	2
5 計画の対象範囲	2
6 施策の体系	3
7 実施事業課別一覧表	4

第2章 実施計画

基本施策1 ジェンダー平等の推進

1-1 男女平等の意識の啓発	9
① 男女平等が実現したイメージの提案を行う	9
② アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消に向けた意識を醸成する	10
1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進	11
① 男女平等の視点に立ち、分かりやすい表現で情報発信を行う	11
② 社会情勢に合わせた学校への情報提供を行い、男女平等の意識づくりを推進する	12
③ 男性の家事・子育て・介護への参加を促進する	13
④ 男女平等を推進する人材の育成と活用を進める	14
1-3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進	15
①性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の考え方の周知啓発を行う	15
②生涯にわたる健康づくりの支援を充実させる	16

基本施策2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶

2-1 DV等の防止に関わる意識の啓発	17
①お互いの人権や生き方を尊重し合い、自分も大切にすることを推進する	17
②異性間やパートナーによる暴力が人権侵害であることの意識を浸透させ、暴力のない社会を実現する	18
2-2 DV被害者等の相談体制の充実	19
①誰もが安心して利用できる相談先となるよう相談体制を充実させる	19
2-3 関係機関等との連携強化	20
①DV対策等関係機関による連携を強化し、DV等被害者支援の充実を図る	20

基本施策3 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実	
3-1 若年女性が安心して暮らせるための支援	22
①困難な問題を抱える若年女性への相談支援の強化・充実を図る	22
3-2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整	23
①アウトリーチなどにより早期に把握する	23
②関係機関や民間団体等と連携・協働し多様なニーズに対応する	24
③女性相談支援員の資質を向上する	25
基本施策4 女性のエンパワメントの推進	
4-1 女性の就業生活における活躍の推進	26
①様々な就業形態における女性の活躍を推進する	26
4-2 多様なライフコース選択の情報と機会の提供及び活動の支援	27
①自己実現に向けた情報の提供や学習機会の充実を図る	27
4-3 ワーク・ライフ・バランスの推進	28
① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境を整備する	28
基本施策5 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	
5-1 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進	29
①市政における男女共同参画の取組を推進する	29
②庁内における男女共同参画の取組を推進する	30
③職場における格差を是正し、男女共同参画を推進する	31
5-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進	32
①地域活動への参画を促進する	32
②防災及び防犯における男女共同参画を推進する	33
基本施策6 多様な生き方の尊重と理解促進	
6-1 SOGIE(性的指向・性自認・性表現)等に配慮した啓発の推進	34
①多様な性のあり方についての理解促進と周知啓発を行う	34
②学校教育において多様な性に関する理解を促進する	35
③市の施策における性的マイノリティの当事者の権利尊重に向けた検討を行う	36
第3次朝霞市男女平等推進行動計画 指標・数値目標一覧表	37
事業展開	38

第1章 計画の構成

- 1 計画の名称
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の性格と位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 計画の対象範囲
- 6 施策の体系
- 7 実施事業課別一覧表

1 計画の名称

この計画の名称は、「第3次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画」とします。

2 計画策定の趣旨

この計画は、第3次朝霞市男女平等推進行動計画【令和8(2026)年度～令和17(2035)年度】で位置付けた施策を、総合的かつ効果的に展開していくために策定するものです。

3 計画の性格と位置づけ

この計画は、第3次朝霞市男女平等推進行動計画基本計画で位置付けた施策について具体化し、可能な限り、その事業内容について具体的に示した計画です。

この計画を推進し、目標を達成するためには、今後の社会経済情勢や国・県などの計画に対し、十分な弾力性を有するものでなければならないことから、計画策定時に考慮された条件に大きな変更が生じた場合や、情勢の変化等に対応し、より効率的な事業の執行のため、必要に応じ修正を加えるものとします。

また、この実施計画を推進することで、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」という)第2条の3第3項(DV防止基本計画)に基づいて、「朝霞市DV防止基本計画」、令和6(2024)年4月に施行された「困難女性支援法」第8条第3項(市町村基本計画)に基づいて、「朝霞市困難な問題を抱える女性支援基本計画」(以下、「朝霞市困難女性支援基本計画」という)、「女性活躍推進法」第6条第2項(市町村推進計画)に基づいて、「朝霞市女性活躍推進計画」として位置づけています。

4 計画の期間

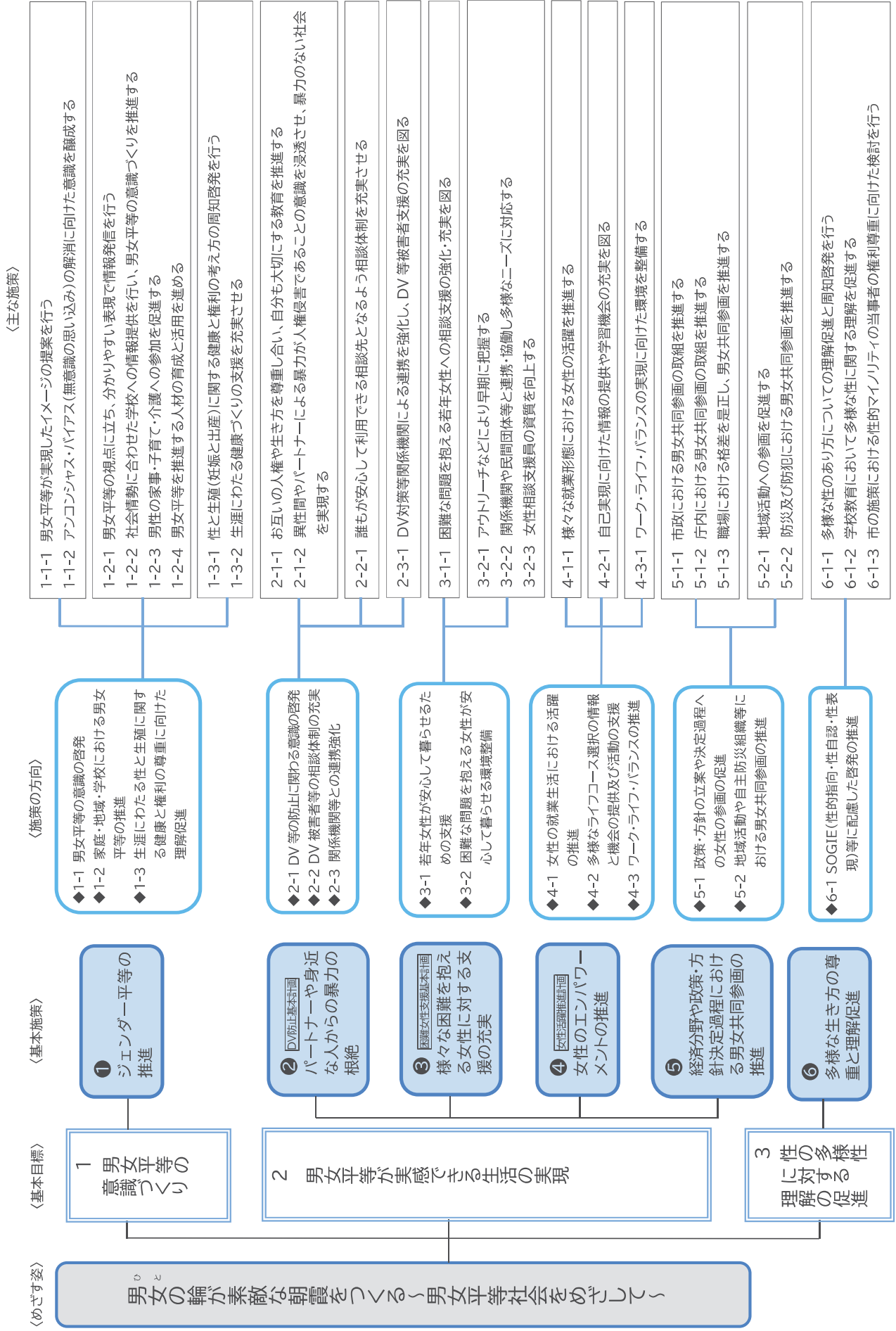
令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間の前期、令和13(2031)年度から令和17(2035)年度までの5年間の後期として策定します。

5 計画の対象範囲

この計画の対象範囲は、第3次朝霞市男女平等推進行動計画基本計画に掲げた施策に基づく事業で、市が実施主体となるもの及び市が助成するものとします。

6 施策の体系

実施計画



7 実施事業課別一覧表(全体)

めざす姿 男女の輪が素敵な朝霞をつくる ~男女平等社会をめざして~

基本目標	基本施策	施策の方向	主な施策	事業種別※1	取組項目	事務事業名	担当課	施策番号※2
1 男女平等の意識づくり	1 ジェンダー平等の推進	1 男女平等の意識の啓発	1 男女平等が実現したイメージの提案を行う	進行管理事業	①男女共同参画社会像の周知	男女平等推進事業	人権庶務課	1-1-1-①
				進行管理事業	②男女平等推進情報「そよかぜ」による啓発	男女平等推進事業	人権庶務課	1-1-1-②
				進行管理事業	③女性センター(それいゆぶらざ)における情報提供及び啓発	男女平等推進事業	人権庶務課	1-1-1-③
			2 アンコンシヤス・バイアス(無意識の思い込み)の解消に向けた意識を醸成する	進行管理事業	①「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進	男女平等推進事業	人権庶務課	1-1-2-①
				進行管理事業	②男女平等を阻害する慣行の是正提案	男女平等推進事業	人権庶務課	1-1-2-②
				進行管理事業	③男女平等苦情処理委員の設置	男女平等推進事業	人権庶務課	1-1-2-③
		2 家庭・地域・学校における男女平等の推進	1 男女平等の視点に立ち、分かりやすい表現で情報発信を行う	進行管理事業	①「表現ガイド」の周知・活用	男女平等推進事業	人権庶務課	1-2-1-①
				関連事業	②男女平等の視点に立った表現の推進	男女平等推進事業	人権庶務課	1-2-1-②
				関連事業	③「広報あさか」や朝霞市公式ホームページにおける表現の配慮	広報事業	シティ・プロモーション課	1-2-1-③
			2 社会情勢に合わせた学校への情報提供を行い、男女平等の意識づくりを推進する	進行管理事業	①男女平等教育の研究と推進	教育指導支援事業	教育指導課	1-2-2-①
				進行管理事業	②進路指導、キャリア教育の充実	教職員研修事業	教育指導課	1-2-2-②
				進行管理事業	③教育相談体制づくり	教育相談事業	教育指導課	1-2-2-③
			3 男性の家事・子育て・介護への参加を促進する	進行管理事業	①男女平等に関する学習情報の提供	男女平等推進事業	人権庶務課	1-2-3-①
				関連事業	②男性の育児参画や女性の能力向上講座の開催	男女平等推進事業	人権庶務課	1-2-3-②
				関連事業	③マタニティ教室、育児学級の充実	母子健康教育事業	子ども家庭課	1-2-3-③
4 男女平等を推進する人材の育成と活用を進める	進行管理事業	④子育て講座の充実	各公民館運営事業	中央公民館	1-2-3-④			
		⑤雇用・就労に関わる法制度の周知	勤労者支援事業	産業振興課	1-2-3-⑤			
		⑥地域人材の育成・活用	男女平等推進事業	人権庶務課	1-2-4-①			
	関連事業	⑦男女平等を推進する市民・団体等への顕彰	男女平等推進事業	人権庶務課	1-2-4-②			
		⑧地域人材の確保・活用	生涯学習啓発事業	生涯学習・スポーツ課	1-2-4-③			
		⑨性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての情報発信	男女平等推進事業	人権庶務課	1-3-1-①			
3 生涯にわたる健康と権利の啓発	1 性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の考え方の周知啓発を行う	進行管理事業	①性教育の実施	教育指導支援事業	教育指導課	1-3-1-②		
		関連事業	②HIV/エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進	健康危機対策事業	健康づくり課	1-3-1-③		
		進行管理事業	③妊婦一般健康診査の実施	妊婦一般健康診査等事業	子ども家庭課	1-3-1-④		
		進行管理事業	④市民の健康づくりの支援	あさか健康プラン21推進事業	健康づくり課	1-3-2-①		
	2 生涯にわたる健康づくりの支援を充実させる	進行管理事業	⑤健康教育等の実施	健康教育事業	健康づくり課	1-3-2-②		
			⑥がん検診の実施	がん検診事業	健康づくり課	1-3-2-③		
			⑦女性に対する暴力をなくす運動の周知	男女平等推進事業	人権庶務課	2-1-1-①		
			⑧女性犯罪・性暴力対策の推進	男女平等推進事業	人権庶務課	2-1-1-②		
		関連事業	⑨男女平等の視点からの人権教育の推進	教育指導支援事業	教育指導課	2-1-1-③		
			⑩異性間やパートナーによる暴力に関する情報の収集及び提供	男女平等推進事業	人権庶務課	2-1-2-①		
			⑪連携・支援体制の充実	男女平等推進事業	人権庶務課	2-1-2-②		
			⑫DVに関する相談の周知	男女平等推進事業	人権庶務課	2-1-2-③		
1 お互いの人権や生き方を尊重し合い、自分も大切にすることを推進する	進行管理事業	⑬研修会等の実施や人権擁護委員との連携などによる人権施策の推進	人権啓発推進事業	人権庶務課	2-1-2-④			
		⑭ハラスメント防止対策の強化	職員人事管理事業	職員課	2-1-2-⑤			
		⑮教育相談体制づくり	教育相談事業	教育指導課	2-1-2-⑥			
		⑯男女平等の視点からの人権教育の推進	教育指導支援事業	教育指導課	2-1-2-⑦			
	関連事業	⑰男女平等に関する学習機会の提供	人権教育振興事業	生涯学習・スポーツ課	2-1-2-⑧			
		⑱専門の相談員による相談の実施	男女平等推進事業	人権庶務課	2-2-1-①			
		⑲相談員及びDV相談担当職員の資質の向上	男女平等推進事業	人権庶務課	2-2-1-②			
		⑳「DV対策等関係機関ネットワーク会議」を活用し、さらなる関係機関との連携強化	男女平等推進事業	人権庶務課	2-3-1-①			
2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶	1 誰もが安心して利用できる相談先となるよう相談体制を充実させる	進行管理事業	㉑緊急保護体制の充実	男女平等推進事業	人権庶務課	2-3-1-②		
		進行管理事業	㉒教育相談体制づくり	教育相談事業	教育指導課	2-3-1-③		
		進行管理事業	㉓被害者等への健康支援 保健所や医療機関との連携強化	母子訪問指導事業	子ども家庭課	2-3-1-④		
	1 DV対策等関係機関による連携を強化し、DV等被害者支援の充実を図る	関連事業	㉔母子生活支援施設や児童相談所等との連携強化	母子施設入所事業	子ども家庭課	2-3-1-⑤		
			㉕被害者等への相談、助言、支援の充実	児童相談事業	子ども家庭課	2-3-1-⑥		
			㉖ひとり親家庭等相談窓口の設置	ひとり親家庭生活支援事業	子ども未来課	2-3-1-⑦		
			㉗地域における被害者の早期発見体制の充実	民生委員児童委員活動事業	高齢者・地域福祉課	2-3-1-⑧		
			㉘相談支援体制の充実	福祉相談事業	地域共生社会課	2-3-1-⑨		
			㉙地域共生社会に向けた支援体制の構築	重層的支援体制整備事業	地域共生社会課	2-3-1-⑩		
			㉚被害者等への相談・助言・保護支援の充実	生活保護事業	生活保護課	2-3-1-⑪		
			㉛被害者等への相談、助言、支援の充実	障害福祉総務事務事業	障害福祉課	2-3-1-⑫		
			㉜住民基本台帳事務における支援措置	住民基本台帳管理事業	総合窓口課	2-3-1-⑬		
			㉝相談事業の実施	市民相談事業	地域づくり支援課	2-3-1-⑭		
			㉞居住支援相談の実施による住居確保の支援	住宅政策事業	地域共生社会課	2-3-1-⑮		

めざす姿 男女の輪が素敵な朝霞をつくる ～男女平等社会をめざして～

基本目標	基本施策	施策の方向	主な施策	事業種別 ※1	取組項目	事務事業名	担当課	施策番号 ※2
2 男女平等が実感できる生活の実現	3 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実	1 困難な問題を抱える若年女性への相談支援の強化・充実を図る	1 困難な問題を抱える若年女性への相談支援の強化・充実を図る	進行管理事業	①女性総合相談の実施	男女平等相談事業	人権庶務課	3-1-1-①
				関連事業	②(再掲)「DV対策等関係機関ネットワーク会議」を活用し、さらなる関係機関との連携強化	男女平等相談事業	人権庶務課	3-1-1-②
				進行管理事業	③(再掲)教育相談体制づくり	教育相談事業	教育指導課	3-1-1-③
		1 アウトリーチなどにより早期に把握する	進行管理事業	①相談窓口・機関等の周知	男女平等相談事業	人権庶務課	3-2-1-①	
				②(再掲)教育相談体制づくり	教育相談事業	教育指導課	3-2-1-②	
				③対象者への健康支援 保健所や医療機関との連携強化	母子訪問指導事業	こども家庭課	3-2-1-③	
				④対象者への相談、助言、支援の充実	児童相談事業	こども家庭課	3-2-1-④	
				⑤健康・こころ等に関する個別相談の実施	精神保健事業	健康づくり課	3-2-1-⑤	
				⑥ひとり親家庭等からの相談・支援の実施	ひとり親家庭生活支援事業	こども未来課	3-2-1-⑥	
				⑦地域における対象者の早期発見体制の充実	民生委員児童委員活動事業	高齢者・地域福祉課	3-2-1-⑦	
				⑧(再掲)相談支援体制の充実	福祉相談事業	地域共生社会課	3-2-1-⑧	
				⑨(再掲)地域共生社会に向けた支援体制の構築	重層的支援体制整備事業	地域共生社会課	3-2-1-⑨	
				⑩対象者への相談、助言、保護支援の充実	生活保護事業	生活保護課	3-2-1-⑩	
		2 関係機関や民間団体等と連携・協働し多様なニーズに対応する	進行管理	①女性センター登録団体との協働	男女平等相談事業	人権庶務課	3-2-2-①	
			②(再掲)緊急保護体制の充実	男女平等相談事業	人権庶務課	3-2-2-②		
	3 女性相談支援員の資質を向上する	進行管理事業	①女性相談支援員の研修の実施	男女平等相談事業	人権庶務課	3-2-3-①		
	4 女性のエンパワーメントの推進	1 様々な就業形態における女性の活躍を推進する	進行管理事業	①女性活躍推進法の推進	男女平等推進事業	人権庶務課	4-1-1-①	
			関連事業	②積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)の動向や顕彰制度の周知	男女平等推進事業	人権庶務課	4-1-1-②	
			関連事業	③多様な就業形態に関わる指針・ガイドラインの周知	就労支援事業	産業振興課	4-1-1-③	
		1 自己実現に向けた情報の提供や学習機会の充実を図る	進行管理事業	①女性センターそいれいふらざにおける情報発信	男女平等推進事業	人権庶務課	4-2-1-①	
				②相談事業の実施	市民相談事業	地域づくり支援課	4-2-1-②	
				③人権問題講演会等の開催、団体等の情報提供と交流の促進、自己実現を支援する学習機会の充実	生涯学習啓発推進事業	生涯学習・スポーツ課	4-2-1-③	
				④自己実現を支援する学習機会の充実	各公民館運営事業	中央公民館	4-2-1-④	
				⑤自己実現を支援する学習機会の充実	図書館運営事業	図書館	4-2-1-⑤	
				⑥起業支援	起業家育成支援事業	産業振興課	4-2-1-⑥	
		1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境を整備する	進行管理事業	①両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の情報提供	男女平等推進事業	人権庶務課	4-3-1-①	
				②子育て環境の整備	子ども・子育て支援事業	保育課	4-3-1-②	
				③子育て環境の整備	私立幼稚園就園奨励助成事業	保育課	4-3-1-③	
				④(再掲)ハラメント防止対策の強化	職員人事管理事業	職員課	4-3-1-④	
				⑤子育て環境の整備	放課後児童クラブ運営事業	こども未来課	4-3-1-⑤	
⑥子育て支援の充実				子ども・子育て支援事業計画推進事業	こども未来課	4-3-1-⑥		
⑦多様な就業形態に関わる指針・ガイドラインの周知	就労支援事業			産業振興課	4-3-1-⑦			
5 経済分野や政策・方針の立案や決定過程における男女共同参画の推進	1 市政における男女共同参画の取組を推進する	進行管理事業	①各審議会等での女性委員の登用の促進	男女平等推進事業	人権庶務課	5-1-1-①		
		関連事業	②政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく女性の市政への参画を周知	男女平等推進事業	人権庶務課	5-1-1-②		
		関連事業	③広聴機会や手段の提供	広聴事業	市政情報課	5-1-1-③		
	2 庁内における男女共同参画の取組を推進する	進行管理事業	①「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進	男女平等推進事業	人権庶務課	5-1-2-①		
		関連事業	②朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進	職員人材育成事業	職員課	5-1-2-②		
		関連事業	③朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進	職員人事管理事業	職員課	5-1-2-③		
	3 職場における格差を是正し、男女共同参画を推進する	進行管理事業	①事業所への男女格差改善の協力要請	男女平等推進事業	人権庶務課	5-1-3-①		
		関連事業	②「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施	男女平等推進事業	人権庶務課	5-1-3-②		
		関連事業	③一般事業主行動計画の策定への促進、雇用・就労に関わる法制度の周知	勤労者支援事業	産業振興課	5-1-3-③		
	1 地域活動への参画を促進する	進行管理事業	①地域活動への参画促進	男女平等推進事業	人権庶務課	5-2-1-①		
		関連事業	②市民活動支援ステーションの充実	市民活動支援ステーション運営事業	地域づくり支援課	5-2-1-②		
		進行管理事業	①男女共同参画の視点に立った防災分野における情報の収集と提供	男女平等推進事業	人権庶務課	5-2-2-①		
		関連事業	②女性の視点を取り入れた地域防災計画の推進・避難所運営	地域防災推進事業	危機管理室	5-2-2-②		
		関連事業	③地域防犯活動における女性の参画促進	防犯対策推進事業	危機管理室	5-2-2-③		
		6 多様な生き方の尊重と理解促進	1 多様な性のあり方についての理解促進と周知啓発を行う	進行管理事業	①SOGIE職員・教職員サポートガイドの活用 「多様な性」に関するリーフレットの周知・活用	男女平等推進事業	人権庶務課	6-1-1-①
関連事業	②多様性の尊重と理解促進			男女平等推進事業	人権庶務課	6-1-1-②		
関連事業	③「多様な性」に関する講座の開催			男女平等推進事業	人権庶務課	6-1-1-③		
2 学校教育において多様な性に関する理解を促進する	進行管理事業		④人権啓発推進事業	人権啓発推進事業	人権庶務課	6-1-1-④		
	進行管理事業		①若年層に対する周知・啓発	男女平等推進事業	人権庶務課	6-1-2-①		
	関連事業		②教職員研修の充実	教職員研修事業	教育指導課	6-1-2-②		
3 市の施策や事務等における見直しの促進	進行管理事業		③(再掲)性教育の実施	教育指導支援事業	教育指導課	6-1-2-③		
	進行管理事業		①市の施策や事務等における見直しの促進	男女平等推進事業	人権庶務課	6-1-3-①		
	進行管理事業		②LGBTQ等における情報の収集と検討	男女平等推進事業	人権庶務課	6-1-3-②		
進行管理事業	③市民や事業所への理解促進を図る	男女平等推進事業	人権庶務課	6-1-3-③				

※1 【進行管理事業】(関連事業)
 【進行管理事業】
 直接的に男女平等を推進する事業を進行管理事業として位置付け、毎年、事業評価を行っています。事業評価は、事業を受け持つ事業の担当課において、「主な施策」ごとに行います。
 【関連事業】
 男女平等の推進に寄与し関連する事業として、総合計画実施計画上の事務事業を男女平等の施策に当てはめ、関連事業としています。そのため、総合計画の継続事業評価シートの写しをもって事業の把握を行い、事業評価は行わないものとしています。ただし、継続事業評価シートでは、男女平等の推進に関する取組等が読み取れないこともあるため、毎年度、関連事業担当課から、男女平等の視点での取組や配慮、効果、課題や改善点を提出してもらい、補助的に男女平等の推進について補い評価を行います。

※2 施策番号は、【基本施策】-【施策の方向】-【主な施策】-【取組項目】の順番に番号を組合せたものです。

実施事業課別一覧表(担当課別)

めざす姿 男女の輪が素敵な朝霞をつくる ～男女平等社会をめざして～

担当課	施策番号	取組項目
シティ・プロモーション課	1-2-1-③	③「広報あさか」や朝霞市公式ホームページにおける表現の配慮
市政情報課	5-1-1-③	③広聴機会や手段の提供
危機管理室	5-2-2-②	②女性の視点を取り入れた地域防災計画の推進・避難所運営
	5-2-2-③	③地域防犯活動における女性の参画促進
人権庶務課	1-1-1-①	①男女共同参画社会像の周知
	1-1-1-②	②男女平等推進情報「そよかぜ」による啓発
	1-1-1-③	③女性センター(それいゆらぎ)における情報提供及び啓発
	1-1-2-①	①「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進
	1-1-2-②	②男女平等を阻害する慣行の是正提案
	1-1-2-③	③男女平等苦情処理委員の設置
	1-1-2-④	④男女平等の視点を取り入れた施策や事業の展開
	1-2-1-①	①「表現ガイド」の周知・活用
	1-2-1-②	②男女平等の視点に立った表現の推進
	1-2-3-①	①男女平等に関する学習情報の提供
	1-2-3-②	②男性の育児参画や女性の能力向上講座の開催
	1-2-4-①	①地域人材の育成・活用
	1-2-4-②	②男女平等を推進する市民・団体等への顕彰
	1-3-1-①	①性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての情報発信
	2-1-1-①	①女性に対する暴力をなくす運動の周知
	2-1-1-②	②性犯罪・性暴力対策の推進
	2-1-2-①	①異性間やパートナーによる暴力に関わる情報の収集及び提供
	2-1-2-②	②連携・支援体制の充実
	2-1-2-③	③DVに関する相談の周知
	2-1-2-④	④研修会等の実施や人権擁護委員との連携などによる人権施策の推進
	2-2-1-①	①専門の相談員による相談の実施
	2-2-1-②	②相談員及びDV相談担当職員の実務の向上
	2-3-1-①	①「DV対策等関係機関ネットワーク会議」を活用し、さらなる関係機関との連携強化
	2-3-1-②	②緊急保護体制の充実
	3-1-1-①	①女性総合相談の実施
	3-1-1-②	②(再掲)「DV対策等関係機関ネットワーク会議」を活用し、さらなる関係機関との連携強化
	3-2-1-①	①相談窓口・機関等の周知
	3-2-2-①	①女性センター登録団体との協働
	3-2-2-②	②(再掲)緊急保護体制の充実
	3-2-3-①	①女性相談支援員の研修の実施
	4-1-1-①	①女性活躍推進法の推進
	4-1-1-②	②積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)の動向や顕彰制度の周知
	4-2-1-①	①女性センターそれいゆらぎにおける情報発信
	4-3-1-①	①両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の情報提供
	5-1-1-①	①各審議会等での女性委員の登用の促進
	5-1-1-②	②政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく女性の市政への参画を周知
	5-1-2-①	①「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進
	5-1-3-①	①事業所への男女格差改善の協力要請
	5-1-3-②	②「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施
	5-2-1-①	①地域活動への参画促進
	5-2-2-①	①男女共同参画の視点に立った防災分野における情報の収集と提供
	6-1-1-①	①SOGIE職員・教職員サポートガイドの活用 「多様な性」に関するリーフレットの周知・活用
	6-1-1-②	②多様性の尊重と理解促進
	6-1-1-③	③「多様な性」に関する講座の開催
	6-1-1-④	④人権施策の推進
	6-1-2-①	①若年層に対する周知・啓発
	6-1-3-①	①市の施策や事務等における見直しの促進
6-1-3-②	②LGBTQ等における情報の収集と検討	
6-1-3-③	③市民や事業所への理解促進を図る	
職員課	2-1-2-⑤	⑤ハラスメント防止対策の強化
	4-3-1-④	④(再掲)ハラスメント防止対策の強化
	5-1-2-②	②朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進
5-1-2-③	③朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進	
地域づくり支援課	2-3-1-④	④相談事業の実施
	4-2-1-②	②相談事業の実施
	5-2-1-②	②市民活動支援ステーションの充実

めざす姿 男女の輪が素敵な朝霞をつくる ～男女平等社会をめざして～

担当課	施策番号	取組項目
産業振興課	1-2-3-⑤	⑤雇用・就労に関わる法制度の周知
	4-1-1-③	③多様な就業形態に関わる指針・ガイドラインの周知
	4-2-1-⑥	⑥起業支援
	4-3-1-⑦	⑦多様な就業形態に関わる指針・ガイドラインの周知
	5-1-3-③	③一般事業主行動計画の策定への促進、雇用・就労に関わる法制度の周知
総合窓口課	2-3-1-⑬	⑬住民基本台帳事務における支援措置
地域共生社会課	2-3-1-⑨	⑨相談支援体制の充実
	2-3-1-⑩	⑩地域共生社会に向けた支援体制の構築
	2-3-1-⑮	⑮居住支援相談の実施による住居確保の支援
	3-2-1-⑧	⑧(再掲)相談支援体制の充実
	3-2-1-⑨	⑨(再掲)地域共生社会に向けた支援体制の構築
生活支援課	2-3-1-⑪	⑪被害者等への相談・助言・保護支援の充実
	3-2-1-⑩	⑩対象者への相談・助言・保護支援の充実
障害福祉課	2-3-1-⑫	⑫被害者等への相談、助言、支援の充実
高齢者・地域福祉課	2-3-1-⑧	⑧地域における被害者の早期発見体制の充実
	3-2-1-⑦	⑦地域における対象者の早期発見体制の充実
こども未来課	2-3-1-⑦	⑦ひとり親家庭等相談窓口の設置
	3-2-1-⑥	⑥ひとり親家庭等からの相談・支援の実施
	4-3-1-⑤	⑤子育て環境の整備
	4-3-1-⑥	④子育て支援の充実
保育課	4-3-1-②	②子育て環境の整備
	4-3-1-③	③子育て環境の整備
こども家庭課	1-2-3-③	③マタニティ教室、育児学級の充実
	1-3-1-④	④妊婦一般健康診査の実施
	2-3-1-④	④被害者等への健康支援 保健所や医療機関との連携強化
	2-3-1-⑤	⑤母子生活支援施設や児童相談所等との連携強化
	2-3-1-⑥	⑥被害者等への相談、助言、支援の充実
	3-2-1-③	③対象者への健康支援 保健所や医療機関との連携強化
	3-2-1-④	④対象者への相談、助言、支援の充実
健康づくり課	1-3-1-③	③HIV/エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進
	1-3-2-①	①市民の健康づくりの支援
	1-3-2-②	②健康教育等の実施
	1-3-2-③	③がん検診の実施
	3-2-1-⑤	⑤健康・こころ等に関する個別相談の実施
教育指導課	1-2-2-①	①男女平等教育の研究と推進
	1-2-2-②	②進路指導、キャリア教育の充実
	1-2-2-③	③教育相談体制づくり
	1-3-1-②	②性教育の実施
	2-1-1-③	③男女平等の視点からの人権教育の推進
	2-1-2-⑥	⑥教育相談体制づくり
	2-1-2-⑦	⑦男女平等の視点からの人権教育の推進
	2-3-1-③	③教育相談体制づくり
	3-1-1-③	④(再掲)教育相談体制づくり
	3-2-1-②	②(再掲)教育相談体制づくり
	6-1-2-②	②教職員研修の充実
6-1-2-③	③(再掲)性教育の実施	
生涯学習・スポーツ課	1-2-4-③	③地域人材の確保・活用
	2-1-2-⑧	⑧男女平等に関する学習機会の提供
	4-2-1-③	③人権問題講演会等の開催、団体等の情報提供と交流の促進、自己実現を支援する学習機会の充実
中央公民館	1-2-3-④	④子育て講座の充実
	4-2-1-④	④自己実現を支援する学習機会の充実
図書館	4-2-1-⑤	⑤自己実現を支援する学習機会の充実

第2章 実施計画

□実施計画事業の位置付け

- 6つの基本施策の施策の方向ごとに事業を位置づけています。
- この実施計画では、計画の実効性を高めるため、本計画で進行管理していく事業を「進行管理事業」と位置づけ、総合計画等の関連計画に進行管理を委ねる事業を「関連事業」として位置づけています。

基本施策1 ジェンダー平等の推進

施策の方向1-1 男女平等の意識の啓発

《主な施策》1 男女平等が実現したイメージの提案を行う

男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別に関わりなく、あらゆる分野で活躍できる男女平等社会の将来像について、様々な機会や媒体等を活用しながら具体的に提案していきます。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等推進事業	①	男女共同参画社会像の周知	男女共同参画週間におけるパネル展をはじめとする各種事業等を通じて、国の「男女共同参画社会の実現」を目指し提案していく。 (担当課:人権庶務課)	パネル展の開催
	②	男女平等推進情報「そよかぜ」による啓発	市民と協働して、企画・編集する「男女平等推進情報『そよかぜ』」を広報あさかに掲載し、男女平等の意識を広く啓発する。 (担当課:人権庶務課)	広報あさかに掲載
	③	女性センター(それいゆぶらざ)における情報提供及び啓発	女性センター(それいゆぶらざ)の情報・交流コーナーを通して情報提供及び啓発活動を推進する。 (担当課:人権庶務課)	貸出図書の実

【施策の方向1-1 男女平等の意識の啓発の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	10.9%	20%	
目標値の根拠	男女平等のイメージが最も薄い分野において、現状値の約2倍の5人に1人を目標に設定		

基本施策1 ジェンダー平等の推進

施策の方向1-1 男女平等の意識の啓発

《主な施策》2 アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消に向けた意識を醸成する

家庭や地域・職場などに潜む無意識の性別による固定的な役割分業意識について気づきを促し、ジェンダー平等を実現するための意識の醸成を図ります。
また、男女平等苦情処理委員や法的救済制度などの周知を行い、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援します。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等推進事業	①	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進	男女平等に対する職員の意識改革や職場環境の整備など、市役所が率先して男女平等を推進する。 (担当課:人権庶務課)	職員に周知
	②	男女平等を阻害する慣行の是正提案	固定的な役割分業意識の解消や、社会的慣行の見直しを行うため、町内会・自治会等へ積極的な情報提供を行う。 (担当課:人権庶務課)	啓発冊子の配布
	③	男女平等苦情処理委員の設置	男女平等の推進を阻害する要因による人権侵害や社会的な慣行等による差別的取扱いなどの苦情の申出を迅速に処理する男女平等苦情処理委員を設置し、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援する。 (担当課:人権庶務課)	苦情処理委員の設置
	④	男女平等の視点を取り入れた施策や事業の展開	市の施策や事業展開で、性別による固定的な役割分業意識に捉われていないかの見直しを全庁に呼びかけ推進する。 (担当課:人権庶務課)	職員に周知

【施策の方向1-1 男女平等の意識の啓発の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	10.9%	20%	
目標値の根拠	男女平等のイメージが最も薄い分野において、現状値の約2倍の5人に1人を目標に設定		

基本施策1 ジェンダー平等の推進

施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進

《主な施策》1 男女平等の視点に立ち、分かりやすい表現で情報発信を行う

埼玉県や市の「表現ガイド」等を活用して、市の広報活動や刊行物において男女平等の視点に立った分かりやすい表現を徹底します。また、市民や市内の団体、事業者等に対して、男女平等の視点に立った表現の重要性について広く周知を図ります。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等推進事業	①	「表現ガイド」の周知・活用	国や県の基準を参考に作成した、男女平等を進める視点に立った「表現ガイド」を周知及び活用する。 (担当課:人権庶務課)	職員・教職員・各団体へ周知
	②	男女平等の視点に立った表現の推進	性別による固定的な役割分業意識や偏見・差別を助長するような表現排除の呼びかけなど、男女平等の視点に立った表現方法の周知に努める。 (担当課:人権庶務課)	啓発冊子の掲示・配布

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容
広報事業	③	「広報あさか」や朝霞市公式ホームページ等における表現の配慮	ホームページ管理・運営・各SNSを使用した情報発信・メール配信サービスの運用等を実施し、男女共同参画の視点に立った市の広報活動における表現留意の啓発と、効果的な運用を図る。 (担当課:シティプロモーション課)

【施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
1週間の過ごし方のうち、収入に直接つながらない労働時間(家事・育児など)が「全くない」とする男性の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	18.3%	5%	
目標値の根拠	男女共同参画意識の浸透を図り、男性の家事・育児等への参加を促進することを目標に設定		

基本施策1 ジェンダー平等の推進

施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進

《主な施策》2 社会情勢に合わせた学校への情報提供を行い、男女平等の意識づくりを推進する

児童・生徒や教育関係者に対して社会情勢に応じた情報を積極的に提供し、ジェンダー平等の意識づくりと個人の能力と個性に応じた学習や指導等を推進していきます。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
教育指導支援事業	①	男女平等教育の研究と推進	教科や特別活動、道徳の時間などを活用し発達段階に応じた男女平等教育を計画的に推進する。 (担当課:教育指導課)	教育活動全般での男女平等教育の実施
教職員研修事業	②	進路指導、キャリア教育の充実	性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じた学習や指導の充実と、多様な生活を可能にする進路指導、キャリア教育を推進する。 (担当課:教育指導課)	進路指導主事会を実施
教育相談事業	③	教育相談体制づくり	児童・生徒の男女の差がなく、個人の能力と個性に応じ、一人一人の様々な問題や悩みに対応した教育相談活動を推進する。 (担当課:教育指導課)	個性に配慮した教育相談の実施

【施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
1週間の過ごし方のうち、収入に直接つながらない労働時間(家事・育児など)が「全くない」とする男性の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	18.3%	5%	
目標値の根拠	男女共同参画意識の浸透を図り、男性の家事・育児等への参加を促進することを目標に設定		

基本施策1 ジェンダー平等の推進

施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進

《主な施策》3 男性の家事・子育て・介護への参加を促進する

料理や育児などに関する各種講座を開催するなど、家庭生活における男性の家事・育児への参画を応援します。また、市内事業所に対して、男性の育児・介護休業取得を促進するよう制度の周知を図ります。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等推進事業	①	男女平等に関する学習情報の提供	男女平等の推進に関する学習資料や講演会等の情報を提供し、男女平等に関する学習機会を提供する。 (担当課:人権庶務課)	あさか女と男セミナー講座開催
	②	男性の育児参画や女性の能力向上講座の開催	男性の家事・育児への参画の講座や女性の能力の向上を目指した講座を開催する。 (担当課:人権庶務課)	あさか女と男セミナー講座開催

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容
母子健康教育事業	③	マタニティ教室・育児学級の充実	マタニティ教室に父親が参加できるカリキュラムを設けるなど、男女ともに家事や子育てに取り組めるような機会を提供する。 (担当課:こども家庭課)
各公民館運営事業	④	子育て講座の充実	男性が家事・育児に参画できるよう育児講座や子育て講座のカリキュラムを充実し提供する。 (担当課:中央公民館)
勤労者支援事業	⑤	雇用・就労に関わる法制度の周知	男女雇用機会均等法、労働基準法、再雇用制度等の趣旨や内容の周知のため、県等の労働関係機関や商工会と連携しながら、啓発資料の配布等で情報提供を行う。 (担当課:産業振興課)

【施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
1週間の過ごし方のうち、収入に直接つながらない労働時間(家事・育児など)が「全くない」とする男性の割合	18.3%	5%	市民意識調査
目標値の根拠	男女共同参画意識の浸透を図り、男性の家事・育児等への参加を促進することを目標に設定		

基本施策1 ジェンダー平等の推進

施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進

《主な施策》4 男女平等を推進する人材の育成と活用を進める

男女平等を推進するための学習を支援するとともに、市民との協働事業を通じて人材の育成を図ります。また、積極的に活動を行う市民等に対する顕彰を行うなど、広い視野を持って男女平等を推進する人材の育成と活用を図ります。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等推進事業	①	地域人材の育成・活用	市民との協働により男女平等啓発事業を推進、人材の育成を図る。 例)男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員、あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員、男女平等推進事業企画・運営協力員 (担当課:人権庶務課)	市民と協働し、啓発事業を実施
	②	男女平等を推進する市民・団体等への顕彰	男女平等に関する顕著な活動をしている市民・団体等を顕彰し、男女平等の推進を図る。 (担当課:人権庶務課)	対象者等の募集

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容
生涯学習啓発事業	③	地域人材の確保・活用	生涯学習ボランティアバンクへの人材登録とその活用を図り、人材を育成する。 (担当課:生涯学習・スポーツ課)

【施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
1週間の過ごし方のうち、収入に直接つながらない労働時間(家事・育児など)が「全くない」とする男性の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	18.3%	5%	
目標値の根拠	男女共同参画意識の浸透を図り、男性の家事・育児等への参加を促進することを目標に設定		

基本施策1 ジェンダー平等の推進

施策の方向1-3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進

《主な施策》1 性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の考え方の周知啓発を行う

あらゆる世代が、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)について関心を高め、正しい知識が得られるよう、様々な媒体を通じた情報提供の充実に努めます。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等推進事業	①	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての情報発信	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利等についての情報を、「広報あさか」や市公式ホームページ等において情報発信し関心を高める。 おとどけ講座にて、中学生を中心とした意識醸成を促す。 (担当課:人権庶務課)	広報あさか及び市公式ホームページ等に掲載

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容
教育指導支援事業	②	性教育の実施	大きくなるからだ、発育急進期、男女の身体の変化、性感染症とその予防、生命の誕生など性についての正確な知識の学習機会を提供する。 (担当課:教育指導課)
健康危機対策事業	③	HIV/エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進	リーフレットやポスターを掲示するなど、正しい知識の普及啓発をはじめ総合的な対策を行う。 (担当課:健康づくり課)
妊婦一般健康診査等事業	④	妊婦一般健康診査の実施	妊婦一般健康診査等の費用の一部を助成し、妊娠期の健康管理を支援する。 (担当課:こども家庭課)

【施策の方向1-3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」をよく知っている市民の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	8.4%	20%	
目標値の根拠	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の重要性和現状値の値を鑑み、周知に力を入れていくことを目標に設定		

基本施策1 ジェンダー平等の推進

施策の方向1-3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進

《主な施策》2 生涯にわたる健康づくりの支援を充実させる

性別やライフステージごとの健康課題に関する情報の発信、健康教育の充実、健康診断等の実施など、生涯にわたる健康管理を支援します。また、女性に特有な病気や症状に関するヘルスチェックを充実し、女性の生涯を通じた健康管理を支援するとともに、妊娠・出産・産後期を通じた健康支援を行います。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
あさか健康プラン21推進事業	①	市民の健康づくりの支援	男女の健康課題に関するニーズを把握するとともに健康支援事業を実施する。 (担当課:健康づくり課)	健康づくりの普及に関する意見交換会の実施

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容
健康教育事業	②	健康教育等の実施	女性に特有な病気や症状に関する健康教育、健康相談を実施し、健康管理を支援する。 (担当課:健康づくり課)
がん検診事業	③	がん検診の実施	女性に特有な病気に関する健(検)診を実施し、健康管理を支援する。 (担当課:健康づくり課)

【施策の方向1-3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」をよく知っている市民の割合	8.4%	20%	市民意識調査
目標値の根拠	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の重要性と現状値の値を鑑み、周知に力を入れていくことを目標に設定		

基本施策2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶

施策の方向2-1 DV等の防止に関わる意識の啓発

《主な施策》1 お互いの人権や生き方を尊重し合い、自分も大切にすることを推進する

一人ひとりがお互いの人権や生き方を認め合い、自分も大切にすることを、地域や学校、職場などにおいて推進します。また、女性に対する暴力をなくす運動により、男女平等や人権尊重の意識を育みます。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等相談事業	①	女性に対する暴力をなくす運動の周知	「広報あさか」や朝霞市公式ホームページ、各種リーフレット等を通じて、毎年11月12日から11月25日まで実施される女性に対する暴力をなくす運動を周知するなど、男女平等を推進する。 (担当課:人権庶務課)	広報あさか及び朝霞市公式ホームページに掲載
	②	性犯罪・性暴力対策の推進	性犯罪・性暴力のない社会の実現に向けた取組を推進する。また、若年層を中心とした周知を行い、意識醸成を図る。 (担当課:人権庶務課)	職員及び市民に周知

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容
教育指導支援事業	③	男女平等の視点からの人権教育の推進	県作成の高校生対象ドメスティック・バイオレンス防止啓発資料を活用するなどして人権教育を推進するとともに、さまざまな人権課題に取り組む中で、男女平等教育に取り組んでいく。 (担当課:教育指導課)

【施策の方向2-1 DV等の防止に関わる意識の啓発の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
DVの被害経験が過去に「何度もあった」、「1、2度あった」とする人がどこかに相談をした割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	31.7%	50%	
目標値の根拠	支援対象者が相談につながりやすい環境の整備に努めることを目標に設定		

基本施策2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶

施策の方向2-1 DV等の防止に関わる意識の啓発

《主な施策》2 異性間やパートナーによる暴力が人権侵害であることの意識を浸透させ、暴力のない社会を実現する

家庭や学校において、デートDVの予防啓発、配偶者やパートナー等からの暴力や、地域・職場などにおけるセクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する情報提供や学習機会を充実します。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等相談事業	①	異性間やパートナーによる暴力に関わる情報の収集及び提供	配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの防止に関わる法制度や異性間やパートナーによる暴力に関する情報を収集し、「広報あさか」や市公式ホームページへの掲載など、さまざまな機会を捉えて分かりやすく提供する。 (担当課:人権庶務課)	市公式ホームページへの掲載
	②	連携・支援体制の充実	埼玉県、警察、保健所、児童相談所、朝霞地区医師会で構成する「DV対策等関係機関ネットワーク会議」を開催することで、外部組織間の連携を強化し、支援体制の充実を図る。 (担当課:人権庶務課)	DV対策等関係機関ネットワーク会議の開催
	③	DVに関する相談の周知	DV相談の窓口について積極的に周知するとともに、各種リーフレットを通じ、DVやセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識の浸透に努める。 (担当課:人権庶務課)	積極的な周知

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容
人権啓発推進事業	④	研修会等の実施や人権擁護委員との連携などによる人権施策の推進	職員研修等を通して人権課題への正しい理解を深める。また、人権擁護委員と連携し、人権相談を実施するとともに、市内小学校での「人権の花運動」をはじめとした各種啓発活動のほか、広報紙や市ホームページでの人権啓発を実施する。さらに、こどもをめぐる様々な人権問題の早期解決に向けた支援を行うため、『こども・ほっとそうだん』を実施する。 (担当課:人権庶務課)
職員人事管理事業	⑤	ハラスメント防止対策の強化	ハラスメント防止研修を実施し、ハラスメントのない働きやすい職場づくりに努めるほか、ハラスメントの防止等に関する要綱や指針などを定期的に周知し、全ての職員のハラスメントに対する理解促進に努める。 (担当課:職員課)
教育相談事業	⑥	教育相談体制づくり	多様な児童・生徒を受け入れる教育相談体制づくり (担当課:教育指導課)
教育指導支援事業	⑦	男女平等の視点からの人権教育の推進	人権教育主任研修会での関連動画やリーフレット等の周知 (担当課:教育指導課)
人権教育振興事業	⑧	男女平等に関する学習機会の提供	「人権教育講座」等により男女平等に関する学習機会を提供する。 (担当課:生涯学習・スポーツ課)

※【施策の方向2-1 DV等の防止に関わる意識の啓発の指標・目標値】は17ページと同じ

基本施策2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶

施策の方向2-2 DV被害者等の相談体制の充実

《主な施策》1 誰もが安心して利用できる相談先となるよう相談体制を充実させる

DV相談について広く周知して市民が安心して相談できるよう努めるとともに、様々なケースの相談内容に対応できるように、国や県が開催する研修会に参加するなど、相談員の資質向上を図り、相談体制を充実します。また、市の相談窓口はもとより、そのほかの様々な相談窓口に関する情報を積極的に発信し、より多くのDV被害者が必要とする相談を受けられるよう促します。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等相談事業	①	専門の相談員による相談の実施	DV相談に寄せられる様々なケースの相談に的確に対応し、充実した支援につなげられるよう、専門性を有する相談員によるDV相談を実施し相談体制を充実する。 (担当課:人権庶務課)	DV相談の実施
	②	相談員及びDV相談担当職員の資質の向上	相談員やDV相談担当職員をスキルアップ研修や、相談対応研修等に積極的に参加させ、相談者の人権に配慮しながら適切な助言や支援ができるよう資質の向上を図る。 (担当課:人権庶務課)	担当者研修への参加

【施策の方向2-2 DV被害者等の相談体制の充実の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
市のDV相談(配偶者暴力相談支援センター)を知っている市民の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	29.3%	70%	
目標値の根拠	安心して相談できる場所の存在を周知し、当初値の約2倍以上を目標に設定		

基本施策2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶

施策の方向2-3 関係機関等との連携強化

《主な施策》1 DV対策等関係機関による連携を強化し、DV等被害者支援の充実を図る

DV被害者等及び困難な問題を抱える女性に対する相談・助言・保護・自立支援に関する情報提供等を迅速かつ丁寧に行うため、関係機関によるネットワーク機能をより強化し、支援内容の充実を図ります。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等相談事業	①	「DV対策等関係機関ネットワーク会議」を活用し、さらなる関係機関との連携強化	市の関係機関及び埼玉県、警察、保健所、児童相談所、朝霞地区医師会、社会福祉協議会で構成する「DV対策等関係機関ネットワーク会議」を開催し、情報提供や意見交換を行いながら構成関係機関との連携強化を図る。 (担当課：人権庶務課)	DV対策等関係機関ネットワーク会議の開催
	②	緊急保護体制の充実	DV相談を通して、緊急一時保護が必要となった場合、県等の緊急一時保護施設に空きがない場合などに備え、ホテル等を緊急一時保護施設とする協定を締結し、支援体制を充実する。 (担当課：人権庶務課)	協定宿泊施設の締結

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容
教育相談事業	③	教育相談体制づくり	児童・生徒の男女の差がなく、個人の能力と個性に応じ、一人一人の様々な問題や悩みに対応した教育相談活動を推進する。 (担当課：教育指導課)
母子訪問指導事業	④	被害者等への健康支援 保健所や医療機関との連携強化	被害者等の状況に応じて地区担当保健師が対応し、状況に配慮しながら電話、来所、訪問などの健康相談を実施する。 保健所や医療機関との連携により、DV被害を早期に発見し、適切な対応を図る。 (担当課：こども家庭課)
母子施設入所事業	⑤	母子生活支援施設や児童相談所等との連携強化	母子生活支援施設や児童相談所の一時保護所等の利用が速やかに行えるように関係機関から情報等を収集するなど、連携強化を図る。 (担当課：こども家庭課)
児童相談事業	⑥	被害者等への相談、助言、支援の充実	児童・保護者の状況等を確認し、児童虐待のリスクへの配慮や養育支援の必要性を検討しながら、児童・保護者に対して必要な助言や支援を行う。 (担当課：こども家庭課)
ひとり親家庭生活支援事業	⑦	ひとり親家庭等相談窓口の設置	ひとり親家庭等の方が、平日の夜間や土曜日にも、生活に関する相談を行うことができる窓口を設置し、関係機関と連携して必要な支援等へとつなげていく。 (担当課：こども未来課)

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容
民生委員児童委員活動事業	⑧	地域における被害者の早期発見体制の充実	民生委員児童委員・主任児童委員に、研修会などの機会を捉えて、異性間暴力に関する情報の提供や相談窓口を周知し、被害者の早期発見につなげる。 (担当課:高齢者・地域福祉課)
福祉相談事業	⑨	相談支援体制の充実	高齢者、障害者、生活困窮者など、対象者や世帯が抱える複雑・複合化した相談を包括的に受け、多機関協働支援をコーディネートし、対象者の生活を支援する。 (担当課:地域共生社会課)
重層的支援体制整備事業	⑩	地域共生社会に向けた支援体制の構築	属性や世代を問わない包括的な相談を受け止め、多機関連携やアウトリーチ等の支援体制を構築する重層的支援体制整備を推進するとともに、地域包括支援センターの機能強化等を図りながら、地域共生社会の推進を図る。 (担当課:地域共生社会課)
生活保護事業	⑪	被害者等への相談・助言・保護支援の充実	関係機関と連携し、一時保護された被害者に対し、住居設定費用、医療費の給付など生活保護法による自立に向けた支援を行う。 (担当課:生活援護課)
障害福祉総務事務事業	⑫	被害者等への相談、助言、支援の充実	関係機関と連携を図り、障害福祉サービスに関する相談や自立に向けた助言及び支援を行う。 (担当課:障害福祉課)
住民基本台帳管理事業	⑬	住民基本台帳事務における支援措置	支援措置の申出により、住民基本台帳の閲覧、住民票の写し、戸籍の附票の写し等の交付を制限する。 (担当課:総合窓口課)
市民相談事業	⑭	相談事業の実施	市民からの相談に異性間暴力に関するもの等が含まれる場合にDV相談等につなぐなど人権庶務課と連携し対応する。 (担当課:地域づくり支援課)
住宅政策事業	⑮	居住支援相談の実施による住居確保の支援	住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保するための相談・支援を行う。 (担当課:地域共生社会課)

【施策の方向2-3 関係機関等との連携強化の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
DV対策等関係機関ネットワーク会議の実施回数	当初値(R7)	目標値(R17)	朝霞市男女平等推進年次報告書
	1回	適切な運営	
目標値の根拠	支援対象者への迅速かつ適切な支援を実施するために、関係機関が緊密な連携協力を行うことを目標に設定		

基本施策3 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実

施策の方向3-1 若年女性が安心して暮らせるための支援

《主な施策》1 困難な問題を抱える若年女性への相談支援の強化・充実を図る

困難な問題を抱える時は相談できる窓口があるという認識を定着させるために、若い世代に対して学校等を通じた相談窓口の周知を積極的に行います。また、若年女性に向けて、女性総合相談をはじめとする各種相談によって生活の様々な悩みなどに対応し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、安心できる生活基盤を確保できるよう支援します。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等相談事業	①	女性総合相談の実施	安心な生活基盤が確保できるよう、女性のための女性専用相談を実施し、必要に応じて関係機関との連携を図る。 (担当課:人権庶務課)	女性総合相談の実施
	②	(再掲)「DV対策等関係機関ネットワーク会議」を活用し、さらなる関係機関との連携強化	市の関係機関及び埼玉県、警察、保健所、児童相談所、朝霞地区医師会、社会福祉協議会で構成する「DV対策等関係機関ネットワーク会議」を開催し、情報提供や意見交換を行いながら構成関係機関との連携強化を図る。 (担当課:人権庶務課)	DV対策等関係機関ネットワーク会議の開催

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容
教育相談事業	③	(再掲)教育相談体制づくり	児童・生徒の男女の差がなく、個人の能力と個性に応じ、一人一人の様々な問題や悩みに対応した教育相談活動を推進する。 (担当課:教育指導課)

【施策の方向3-1 若年女性が安心して暮らせるための支援の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
悩みや心配事がある時に相談できる相手が「いない」とする女子の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	小学生・中学生・高校生意識調査
	小学生7.7% 中学生7.3% 高校生7.7%	0%	
目標値の根拠	悩みを抱えた人が孤立することなく、相談につながりやすい環境の整備に努めることを目標に設定		

基本施策3 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実

施策の方向3-2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備

《主な施策》1 アウトリーチなどにより早期に把握する

地域において困難な問題を抱える女性をいち早く見つけるために、民生委員・児童委員など地域の様々な人材を活用し積極的な働きかけを推進します。また、そのほかにも多くの市民に接する機会のあるスクールカウンセラーや保健師等が所属する部署と連携し、困難な問題を抱える女性が相談につながるよう支援を行います。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等相談事業	①	相談窓口・機関等の周知	相談の窓口について積極的に周知するとともに、各種リーフレットを通し、相談の場の周知に努める。 (担当課:人権庶務課)	周知の徹底

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容
教育相談事業	②	(再掲)教育相談体制づくり	児童・生徒の男女の差がなく、個人の能力と個性に応じ、一人一人の様々な問題や悩みに対応した教育相談活動を推進する。 (担当課:教育指導課)
母子訪問指導事業	③	対象者への健康支援 保健所や医療機関との連携強化	対象者の状況に応じて地区担当保健師が対応し、状況に配慮しながら電話、来所、訪問などの健康相談を実施する。 保健所や医療機関との連携により、対象者を早期に発見し、適切な対応を図る。 (担当課:こども家庭課)
児童相談事業	④	対象者への相談、助言、支援の充実	児童・保護者の状況等を確認し、児童虐待のリスクへの配慮や養育支援の必要性を検討しながら、児童・保護者に対して必要な助言や支援を行う。 (担当課:こども家庭課)
精神保健事業	⑤	健康・こころ等に関する個別相談の実施	面接、電話、訪問で保健師等の専門職がさまざまな相談に対応し、問題解決のための支援やSNS等を含めた各種相談窓口へのつなぎを行います。 (担当課:健康づくり課)
ひとり親家庭生活支援事業	⑥	ひとり親家庭等からの相談・支援の実施	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭や離婚等を考えている方からの相談を受け、関係機関と連携を図りながら、自立に向けた支援を行う。 (担当課:こども未来課)
民生委員児童委員活動事業	⑦	地域における対象者の早期発見体制の充実	民生委員児童委員・主任児童委員に、研修会などの機会を捉えて、困難な問題に関する情報の提供や相談窓口を周知し、対象者の早期発見につなげる。 (担当課:高齢者・地域福祉課)
福祉相談事業	⑧	(再掲)相談支援体制の充実	高齢者、障害者、生活困窮者など、対象者や世帯が抱える複雑・複合化した相談を包括的に受け、多機関協働支援をコーディネートし、対象者の生活を支援する。 (担当課:地域共生社会課)
重層的支援体制整備事業	⑨	(再掲)地域共生社会に向けた支援体制の構築	属性や世代を問わない包括的な相談を受け止め、多機関連携やアウトリーチ等の支援体制を構築する重層的支援体制整備を推進するとともに、地域包括支援センターの機能強化等を図りながら、地域共生社会の推進を図る。 (担当課:地域共生社会課)
生活保護事業	⑩	対象者への相談・助言・保護支援の充実	関係機関と連携し、一時保護された対象者に対し、住居設定費用、医療費の給付など生活保護法による自立に向けた支援を行う。 (担当課:生活援護課)

※【施策の方向3-2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備の指標・目標値】は24ページと同じ

基本施策3 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実

施策の方向3-2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備

《主な施策》2 関係機関や民間団体等と連携・協働し多様なニーズに対応する

困難な問題を抱える女性からの相談内容は複雑化・多様化しており、孤独・孤立対策といった視点を含めた支援が必要であることから、埼玉県男女共同参画推進センターや庁内各部署などの関係機関や民間団体と連携・協働し支援を行います。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等相談事業	①	女性センター登録団体との協働	女性センター登録団体の活動を通しての居場所の提供や相談窓口の周知啓発 (担当課:人権庶務課)	イベントの開催
	②	(再掲)緊急保護体制の充実	緊急一時保護が必要となった場合には、多様な状況に対応するため、ホテル等を緊急一時保護施設として提供できるよう協定を締結することや、民間団体と連携し、居場所の確保等の支援体制を充実する。 (担当課:人権庶務課)	協定宿泊施設の締結

【施策の方向3-2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
女性総合相談を知っている市民の割合	9.7%	20%	市民意識調査
目標値の根拠	女性が安心して相談できる場所の存在を周知し、当初値の2倍以上を目標に設定		

基本施策3 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実

施策の方向3-2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備

《主な施策》3 女性相談支援員の資質を向上する

困難な問題を抱える女性に寄り添い、適切な支援につなげられる専門的な知識、経験を有する女性相談支援員を配置します。また、必要に応じて女性相談支援員の知識や技能の向上のため、研修の受講や関係機関等との協力関係構築への支援を行います。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等相談事業	①	女性相談支援員の研修の実施	女性相談支援員研修交流会を開催し、相談業務に関わる必要な知識を学び、資質向上を図る。 (担当課:人権庶務課)	研修会の開催

【施策の方向3-2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
女性総合相談を知っている市民の割合	9.7%	20%	市民意識調査
目標値の根拠	女性が安心して相談できる場所の存在を周知し、当初値の2倍以上を目標に設定		

基本施策4 女性のエンパワーメントの推進

施策の方向4-1 女性の就業生活における活躍の推進

《主な施策》1 様々な就業形態における女性の活躍を推進する

女性の職業生活における活躍を推進するため、市内事業所に対して「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定を促し、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析を行うとともに、必要な取組を行うよう周知に努めます。さらに、自営業、パートタイム労働や派遣労働、在宅ワークなど多様な就業形態における男女平等を確保するために、積極的な情報提供を行います。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等推進事業	①	女性活躍推進法の推進	女性活躍推進法の基本方針等を勘案し、女性の職業生活等における活躍を推進する。 (担当課:人権庶務課)	お知らせコーナー及び情報・交流コーナー
	②	積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)の動向や顕彰制度の周知	積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)の動向や男女平等推進顕彰制度に関する情報提供を行う。 (担当課:人権庶務課)	広報あさか及び市公式ホームページの掲載

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容
就労支援事業	③	多様な就業形態に関わる指針・ガイドラインの周知	パートタイム労働、派遣労働、在宅ワークなど、多様な就業形態に関わる指針・ガイドラインの情報を提供し周知を図る。 (担当課:産業振興課)

【施策の方向4-1 女性の就業生活における活躍の推進の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
仕事に就く上で困っていることのうち、勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わないことと回答する女性の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	40.0%	10%	
目標値の根拠	働きたい・働き続けたい女性が、希望に応じた多様な働き方を実現できることを目標に設定		

基本施策4 女性のエンパワーメントの推進

施策の方向4-2 多様なライフコース選択の情報と機会の提供及び活動の支援

《主な施策》1 自己実現に向けた情報の提供や学習機会の充実を図る

男女平等社会の実現を目指すための関連図書等の情報を充実し、市民に向けて積極的な情報提供を推進します。また、能力開発を支援するための各種講座・講演会等の情報を積極的に提供し、学習機会を充実させます。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等推進事業	①	女性センターそれいゆぷらざにおける情報発信	男女平等に関する情報の提供や図書の閲覧・貸し出し等を行うことで、学習機会を提供する。 (担当課:人権庶務課)	適時実施

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容
市民相談事業	②	相談事業の実施	法律相談及び行政相談を実施する。 (担当課:地域づくり支援課)
生涯学習啓発推進事業	③	人権問題講演会等の開催 団体等の情報提供と交流の促進 自己実現を支援する学習機会の充実	人権問題講演会、市民人権教育研修会、企業人権教育研修会、人権教育講座などの実施を通じて、男女平等の視点での学習機会を提供する。 (担当課:生涯学習・スポーツ課)
各公民館運営事業	④	自己実現を支援する学習機会の充実	自己実現へのチャレンジを支援する生涯学習機会を積極的に提供する。 (担当課:中央公民館)
図書館運営事業	⑤	自己実現を支援する学習機会の充実	多様な資料の収集・提供による情報提供や講座等の催事の開催を通じて、自己実現の支援を行う。また、電子図書サービスの導入により学習機会の更なる充実を図る。 (担当課:図書館)
起業家育成支援事業	⑥	起業支援	起業支援のため起業支援セミナーの開催、市独自の起業相談により支援を行う。また、朝霞市商工会や創業・ベンチャー支援センター埼玉等と連携し起業に関する情報の提供を行う。 (担当課:産業振興課)

【施策の方向4-2 多様なライフコース選択の情報と機会の提供及び活動の支援の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
育児休業制度を活用している男性従業員の割合	20.9%	50%	事業所アンケート
目標値の根拠	女性が職業生活において、より活躍しやすい環境を整備するため、男性の育児休業の取得向上を目標に設定		

基本施策4 女性のエンパワーメントの推進

施策の方向4-3 ワーク・ライフ・バランスの推進

《主な施策》1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境を整備する

ワーク・ライフ・バランスの実現のため、各事業所に対して働き方の見直しや育児休業取得率の向上などに向けた情報提供や啓発を行い、子育てするための環境整備や男女が共に地域活動との両立ができる環境づくりを進めます。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等推進事業	①	両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の情報提供	仕事と家庭の両立に関する情報提供を積極的に行う。 (担当課:人権庶務課)	市公式ホームページによる周知

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容
子ども・子育て支援事業	②	子育て環境の整備	【保育所等】民間保育所等に処遇改善の補助金交付 (担当課:保育課)
私立幼稚園就園等助成事業	③	子育て環境の整備	【幼稚園】私立幼稚園で実施する預かり保育事業に補助金交付 (担当課:保育課)
職員人事管理事業	④	(再掲)ハラスメント防止対策の強化	ハラスメント防止研修を実施し、ハラスメントのない働きやすい職場づくりに努めるほか、ハラスメントの防止等に関する要綱や指針などを定期的に周知し、全ての職員のハラスメントに対する理解促進に努める。 (担当課:職員課)
放課後児童クラブ運営事業	⑤	子育て環境の整備	【放課後児童クラブ】民間クラブの定員の見直しによる定員増 (担当課:こども未来課)
子ども・子育て支援事業計画推進事業	⑥	子育て支援の充実	「子ども・子育て支援事業計画」を包含する「朝霞市こども計画」を推進し、子ども・子育て会議において評価を行い、子育て支援施策の充実を図る。 (担当課:こども未来課)
就労支援事業	⑦	多様な就業形態に関わる指針・ガイドラインの周知	業種別最低賃金のリーフレットや在宅ワークに関するチラシ、女性向けやシニア向け等のセミナーに関するチラシを産業文化センター内で配布・掲示を行う。 (担当課:産業振興課)

【施策の方向4-3 ワーク・ライフ・バランスの推進の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
仕事や自分の活動と家庭生活(家事・子育て・介護)を同時に重視と回答する女性の割合(現実)	30.8%	50%	市民意識調査
目標値の根拠	個人がワーク・ライフ・バランスを実現することで、仕事と家庭の両方において、豊かに過ごすことができることを目標に設定		

基本施策5 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進

《主な施策》1 市政における男女共同参画の取組を推進する

男女共同参画の視点に配慮し、市民の意見を幅広く聴き、積極的に行政情報を提供するとともに、性別に関わらず誰もが市政に参画しやすい機会を提供します。
また、市の審議会等の市政の政策決定過程により多くの女性が参画できるように、女性人材の登用を促進します。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等推進事業	①	各審議会等での女性委員の登用の促進	女性が参加しやすい配慮を行い、審議会や委員会等の女性登用率を向上するため、全庁に向け積極的に周知する。 (担当課:人権庶務課)	女性委員等の登用について周知
	②	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく女性の市政への参画を周知	市政への積極的な女性進出を図るため、ジェンダー統計を用いながら市公式ホームページ等で市民へ積極的に啓発する。 (担当課:人権庶務課)	市公式ホームページで市民へ周知

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容
広聴事業	③	広聴機会や手段の提供	「市への意見・要望」や「市政モニター」、「こどもモニター」、「市長タウンミーティング」など、幅広い広聴機会・手段の設定に努める。 (担当課:市政情報課)

【施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
市職員の女性管理監督職員の割合 ※1	21.2%	25%	朝霞市男女平等推進年次報告書
	53.2%	70%	
女性委員登用率が30%以上となっている市の審議会等の割合 ※2	当初値(R7)	目標値(R17)	朝霞市男女平等推進年次報告書
	53.2%	70%	
目標値の根拠	※1 朝霞市特定事業主行動計画に設定されている「管理監督者に占める女性職員の割合に関する目標数値」を参考として設定 ※2 現状値を踏まえ、市の多数の審議会等で女性委員の意見が反映されやすくなるよう、30%以上となることをめざして設定		

基本施策5 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進

《主な施策》2 庁内における男女共同参画の取組を推進する

「朝霞市庁内男女平等推進指針」及び「朝霞市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の職域拡大、キャリア形成支援、登用拡大、ハラスメント防止対策など働きやすい職場環境の整備、性別に関わらず家庭生活との両立を実現できる体制づくりを推進します。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等推進事業	①	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進	男女平等に対する職員の意識改革や職場環境の整備など、市役所が率先して男女平等を推進する。 (担当課:人権庶務課)	職員に周知
職員人材育成事業	②	朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進	女性職員の活躍を推進するために、職員の意識向上、女性職員のキャリアアップの促進、職場環境の整備などの取組を推進する。 (担当課:職員課)	職員に周知

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
職員人事管理事業	③	朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進	女性職員の活躍を推進するために、職員の意識向上、女性職員のキャリアアップの促進、職場環境の整備などの取組を推進する。 (担当課:職員課)	職員に周知

【施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
市職員の女性管理監督職員の割合 ※1	当初値(R7)	目標値(R17)	朝霞市男女平等推進年次報告書
	21.2%	25%	
女性委員登用率が30%以上となっている市の審議会等の割合 ※2	当初値(R7)	目標値(R17)	朝霞市男女平等推進年次報告書
	53.2%	70%	
目標値の根拠	※1 朝霞市特定事業主行動計画に設定されている「管理監督者に占める女性職員の割合に関する目標数値」を参考として設定 ※2 現状値を踏まえ、市の多数の審議会等で女性委員の意見が反映されやすくなるよう、30%以上となることをめざして設定		

基本施策5 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進

《主な施策》3 職場における格差を是正し、男女共同参画を推進する

市内事業所にアンケートなどを実施し、男女平等の実態把握を進めます。また、市民、労働者、事業所に対して、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」などの雇用・就労に関わる法制度を周知するとともに、事業所には男女格差に関する周知啓発を行います。また、出産・育児、介護等に関わらず、男女の労働者が就業を継続できるような仕組みを整備し、女性の管理職の割合が増加するよう、積極的な情報提供と支援を推進します。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等推進事業	①	事業所への男女格差改善の協力要請	事業所に対して男女格差改善の協力要請を行う。 (担当課：人権庶務課)	啓発冊子等の配布
	②	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施	「男女平等推進に関する事業所アンケート」調査を実施し、市内事業所の男女平等に関する実態把握に努める。 (担当課：人権庶務課)	アンケートの実施

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容
勤労者支援事業	③	一般事業主行動計画の策定への促進 雇用・就労に関わる法制度の周知	一般事業主行動計画策定を促すために、職業生活と家庭生活が両立できる「働き」について企業に向け資料等を提供する。 (担当課：産業振興課)

【施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
市職員の女性管理監督職員の割合 ※1	21.2%	25%	朝霞市男女平等推進年次報告書
	53.2%	70%	
女性委員登用率が30%以上となっている市の審議会等の割合 ※2	当初値(R7)	目標値(R17)	朝霞市男女平等推進年次報告書
	53.2%	70%	
目標値の根拠	※1 朝霞市特定事業主行動計画に設定されている「管理監督者に占める女性職員の割合に関する目標数値」を参考として設定 ※2 現状値を踏まえ、市の多数の審議会等で女性委員の意見が反映されやすくなるよう、30%以上となることをめざして設定		

基本施策5 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

施策の方向5-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

《主な施策》1 地域活動への参画を促進する

多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する地域活動団体の情報などを提供し、地域活動への参画を呼びかけます。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等推進事業	①	地域活動への参画促進	地域活動団体の情報などを提供すると共に、地域活動がしやすい環境整備を進める。 (担当課:人権庶務課)	お知らせコーナー及び情報・交流コーナーの充実

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容
市民活動支援ステーション運営事業	②	市民活動支援ステーションの充実	地域活動団体の情報などを提供すると共に、地域活動がしやすい環境整備を進める。 (担当課:地域づくり支援課)

【施策の方向5-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
地域社会活動に参加している市民の割合	38.3%	45%	市民意識調査
目標値の根拠	男女がともに地域・社会活動に取り組む環境づくりを目標に設定 ※評価に用いる数値は100%から「いずれの活動にも参加しなかった」を差し引いた割合		

基本施策5 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

施策の方向5-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

《主な施策》2 防災及び防犯における男女共同参画を推進する

「地域防災計画」に基づき、災害対策全般(発生時・復旧・復興期)において男女共同参画で取り組む体制を整備するため、女性の防災リーダーの育成や様々な立場の人々に配慮する意識啓発を推進します。さらに、地域防犯活動への女性の参画を促すため、積極的な情報提供や自治会等への呼びかけを行います。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等推進事業	①	男女共同参画の視点に立った防災分野における情報の収集と提供	防災分野において男女共同参画の視点に立った情報の収集と提供を推進する。 (担当課:人権庶務課)	女性視点での防災情報の収集及び備え

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容
地域防災推進事業	②	女性の視点を取り入れた地域防災計画の推進・避難所運営	地域防災計画を推進するに当たり、女性の視点を取り入れた避難所の運営を確立し、男女共同参画の視点に立った防災体制・災害対応の仕組みを推進する。 (担当課:危機管理室)
防犯対策推進事業	③	地域防犯活動における女性の参画促進	朝霞市防犯推進計画を推進するに当たり、地域防犯活動への参画が広がる環境づくりを進め、男女共同参画の視点に立った持続可能な防犯体制を推進する。 (担当課:危機管理室)

【施策の方向5-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
地域社会活動に参加している市民の割合	38.3%	45%	市民意識調査
目標値の根拠	男女がともに地域・社会活動に取り組む環境づくりを目標に設定 ※評価に用いる数値は100%から「いずれの活動にも参加しなかった」を差し引いた割合		

基本施策6 多様な生き方の尊重と理解促進

施策の方向6-1 SOGIE(性的指向・性自認・性表現)等に配慮した啓発の推進

《主な施策》1 多様な性のあり方についての理解促進と周知啓発を行う

啓発用リーフレットや広報あさか、市公式ホームページ等を通じて、あらゆる世代に対して、多様な性のあり方についての意識啓発を推進します。

また、セミナーや講座、パネル展等を開催して、多様な性のあり方に関する市民の理解を深めます。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等推進事業	①	SOGIE職員・教職員サポートガイドの活用 「多様な性」に関するリーフレットの周知・活用	誰もが持ち合わせている性のあり方を正しく理解するために作成した「性の多様性に関するリーフレット」を周知し、活用する。 (担当課:人権庶務課)	職員に周知
	②	多様性の尊重と理解促進	LGBTQ等の当事者に対して、偏見や差別を助長することのないよう、多様性を尊重するという視点にたった周知・啓発に努める。 (担当課:人権庶務課)	啓発物の掲示・配布
	③	「多様な性」に関する講座の開催	「多様な性」のあり方に関する正しい理解を深めるための講座を開催する。 (担当課:人権庶務課)	あさか女と男セミナー講座開催

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容
人権啓発推進事業	④	人権施策の推進	人権施策庁内連絡会、庁内人権問題研修推進員研修にてLGBTQに対する啓発を図る。 (担当課:人権庶務課)

【施策の方向6-1 SOGIE(性的指向・性自認・性表現)等に配慮した啓発の推進の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
SOGIE(性的指向・性自認・性表現)という言葉我正しく理解している市民の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	13.7%	20%	
目標値の根拠	現状値を踏まえ、「SOGIE」という言葉を正しく理解している市民の割合が5人に1人、20%以上となることをめざして設定		

基本施策6 多様な生き方の尊重と理解促進

施策の方向6-1 SOGIE(性的指向・性自認・性表現)等に配慮した啓発の推進

《主要な施策》2 学校教育において多様な性に関する理解を促進する

生まれ持った性別に違和感を持つ児童・生徒や性的指向について悩む児童・生徒が生きづらさや生活のしづらさを感じないように、一人ひとりに寄り添った対応に努めます。また、多様な性についての知識と一人ひとりの性的指向や性自認、性表現を尊重する意識を養う教育を推進します。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等推進事業	①	若年層に対する周知・啓発	「多様な性」に関する正しい理解を深めるために作成したSOGIE職員・教職員サポートガイドを活用する。 (担当課:人権庶務課)	教職員へ周知・活用
教職員研修事業	②	教職員研修の充実	埼玉県教育委員会より示されている「『性の多様性の尊重』に係る教職員用リーフレット」等を各学校へ送付し、性の多様性を尊重する教職員研修を推進する。 (担当課:教育指導課)	校内における教職員研修の実施

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容
教育指導支援事業	③	(再掲)性教育の実施	大きくなるからだ、発育急進期、男女の身体の変化、性感染症とその予防、生命の誕生など性についての正確な知識の学習機会を提供する。 (担当課:教育指導課)

【施策の方向6-1 SOGIE(性的指向・性自認・性表現)等に配慮した啓発の推進の指標・目標値】

指標	数値目標		評価資料
SOGIE(性的指向・性自認・性表現)という言葉の正しく理解している市民の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	13.7%	20%	
目標値の根拠	現状値を踏まえ、「SOGIE」という言葉を正しく理解している市民の割合が5人に1人、20%以上となることをめざして設定		

基本施策6 多様な生き方の尊重と理解促進

施策の方向6-1 SOGIE(性的指向・性自認・性表現)等に配慮した啓発の推進

《主要な施策》3 市の施策における性的マイノリティの当事者の権利尊重に向けた検討を行う

性的マイノリティの人々の権利が尊重され、市民一人ひとりが自分らしく安心して暮らせるように、市の施策や行政事務等の内容について、改善に向けて方策を検討します。また、朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の周知と普及を目指します。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	施策番号	取組項目	取組内容	具体的な取組
男女平等推進事業	①	市の施策や事務等における見直しの促進	市の施策や行政事務等において、LGBTQ等の当事者への配慮を全庁に呼びかけ推進する。 (担当課:人権庶務課)	職員に周知
	②	LGBTQ等における情報の収集と検討	市の施策や行政事務等における改善点等について、男女平等推進庁内連絡会や幹事会等を活用し、検討を進める。 (担当課:人権庶務課)	男女平等推進庁内連絡会等の開催
	③	市民や事業所への理解促進を図る	偏見や差別を解消し、誰もが個々の特性を活かせるための促進を図る。 (担当課:人権庶務課)	広報あさか及び市公式ホームページ等に掲載

【施策の方向6-1 SOGIE(性的指向・性自認・性表現)等に配慮した啓発の推進の指標・目標値】

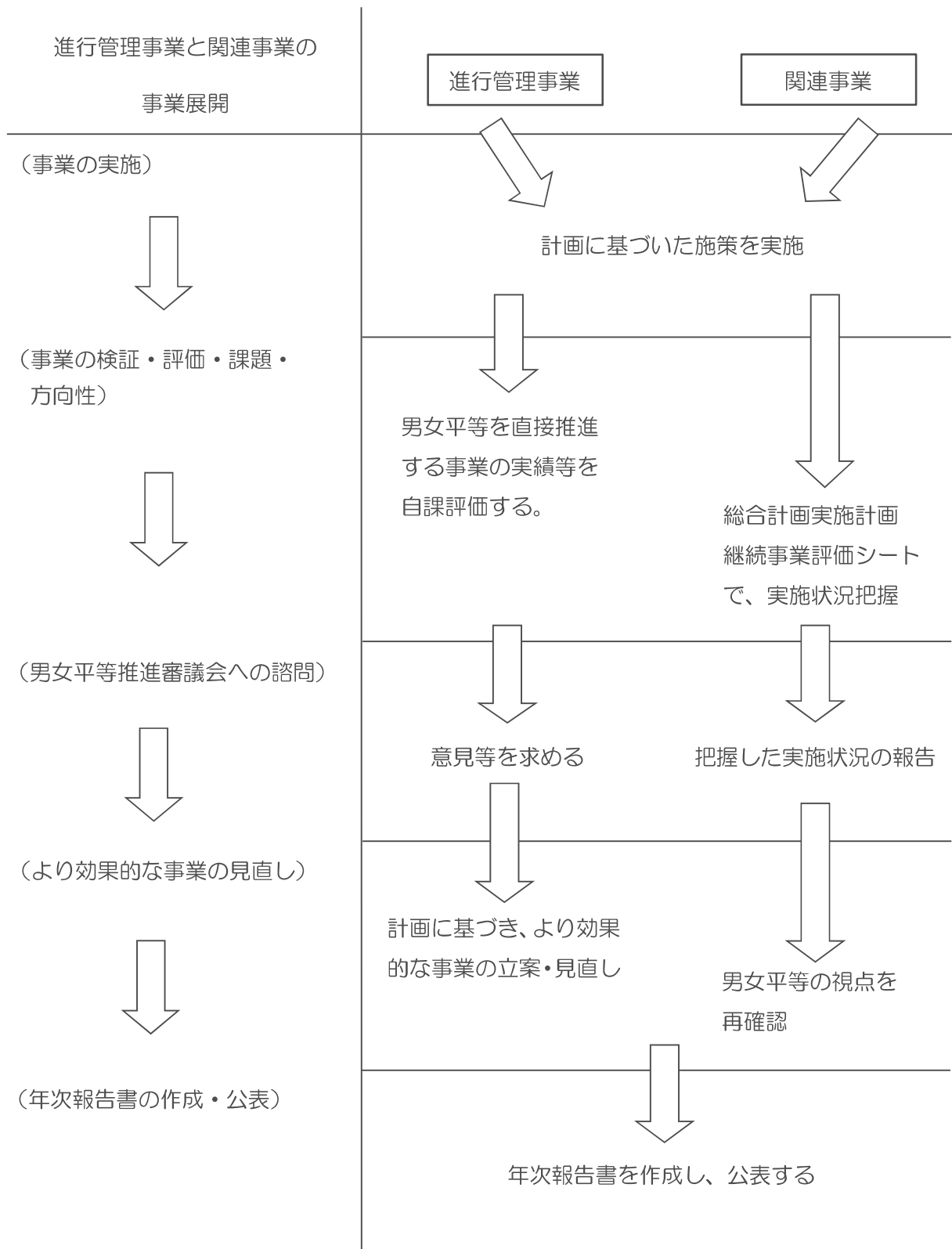
指標	数値目標		評価資料
SOGIE(性的指向・性自認・性表現)という言葉我正しく理解している市民の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	13.7%	20%	
目標値の根拠	現状値を踏まえ、「SOGIE」という言葉を正しく理解している市民の割合が5人に1人、20%以上となることをめざして設定		

指標・目標値一覧表

基本施策	施策の方向	指標	当初値 (R7)	目標値 (R17)	評価資料
1 ジェンダー平等の推進	1-1 男女平等の意識の啓発	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	10.9%	20%	市民意識調査
	1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進	1週間の過ごし方のうち、収入に直接つながらない労働時間(家事・育児など)が「全くない」とする男性の割合	18.3%	5%	市民意識調査
	1-3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進	「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」をよく知っている市民の割合	8.4%	20%	市民意識調査
2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶	2-1 DV等の防止に関わる意識の啓発	DVの被害経験が過去に「何度もあった」、「1、2度あった」とする人がどこかに相談をした割合	31.7%	50%	市民意識調査
	2-2 DV被害者等の相談体制の充実	市のDV相談(配偶者暴力相談支援センター)を知っている市民の割合	29.3%	70%	市民意識調査
	2-3 関係機関等との連携強化	DV対策等関係機関ネットワーク会議の実施回数	1回	適切な運営	朝霞市男女平等推進年次報告書
3 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実	3-1 若年女性が安心して暮らせるための支援	悩みや心配事がある時に相談できる相手が「いない」と回答する女子の割合	小学生 7.7% 中学生 7.3% 高校生 7.7%	0%	小学生・中学生・高校生意識調査
	3-2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備	女性総合相談を知っている市民の割合	9.7%	20%	市民意識調査
4 女性のエンパワーメントの推進	4-1 女性の就業生活における活躍の推進	仕事に就く上で困っていることのうち、勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わないことと回答する女性の割合	40.0%	10%	市民意識調査
	4-2 多様なライフコース選択の情報と機会の提供及び活動の支援	育児休業制度を活用している男性従業員の割合	20.9%	50%	事業所アンケート
	4-3 ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事や自分の活動と家庭生活(家事・子育て・介護)を同時に重視と回答する女性の割合(現実)	30.8%	50%	市民意識調査
5 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	5-1 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進	市職員の女性管理監督職員の割合	21.2%	25%	朝霞市男女平等推進年次報告書
		女性委員登用率が30%以上となっている市の審議会等の割合	53.2%	70%	朝霞市男女平等推進年次報告書
	5-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進	地域社会活動に参加している市民の割合	38.3%	45%	市民意識調査
6 多様な生き方の尊重と理解促進	6-1 SOGIE(性的指向・性自認・性表現)等に配慮した啓発の推進	SOGIE(性的指向・性自認・性表現)という言葉を正しく理解している市民の割合	13.7%	20%	市民意識調査

事業展開

この計画に位置付けた事業を推進するために、下記のような事業展開とする。



第3次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画
(令和8(2026)年度~令和12(2030)年度)

令和8(2026)年5月

発行 朝霞市女性センター(それいゆぷらざ)
〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台1-7-1
TEL 048-463-2697
FAX 048-463-0524

※令和8年10月末(予定)まで市役所西側車庫会議室に一時移転中

朝霞市男女平等推進 年次報告書 (案)

令和8年度版
(令和7年度事業実績)



©むさしのフロントあさか

朝霞市

「令和 8 年度版(令和 7 年度事業実績)年次報告書」について

1 朝霞市男女平等推進条例に基づく報告書

本書は、「朝霞市男女平等推進条例」(平成15年4月1日施行)に基づき、朝霞市における男女平等をめぐる状況及び男女平等推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成した報告書です。

2 本書の構成

第1部 朝霞市の男女平等をめぐる状況

市の男女平等をめぐる状況として、「社会参画」「家庭生活」「教育」「健康・福祉」「それいゆぷらざ(女性センター)」の5分野ごとに、これまでの各種統計・調査等によるデータを基にまとめています。

第2部 朝霞市の男女平等推進施策の実施状況

市の令和 7 年度男女平等推進施策の実施状況を明らかにするため、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」の重点課題や施策目標、施策の体系を掲載し、「朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱」に基づいた、主な施策ごとの評価、課題、今後の方針等をまとめています。

また、女性活躍推進法基本方針に基づき、朝霞市推進計画として位置付けた施策について、総合的に評価をしています。

第3部 朝霞市の男女平等推進体制

市の男女平等推進に直接関係する附属機関等の会議の実施状況等を掲載しています。

目次

第1部 朝霞市の男女平等をめぐる状況	1
① 社会参画	2
① 政治への参画	
・市議会における議員	
② 審議会等への参画	
・審議会等における委員	
③ 法に基づく委員への参画	
・法に基づいて設置されている委員	
④ 市職員の構成	
・職員の男女別人数	
・係長級以上の職員	
・管理職員	
・課長級以上の職員	
② 家庭生活	7
① 人口と世帯	
・男女別人口	
② 人口動態	
・合計特殊出生率の推移	
③ 結婚・離婚	
・婚姻率の推移	
・離婚率の推移	
③ 教育	10
① 小中学校	
・小中学校の教職員	
・小中学校の管理職教員	
④ 健康・福祉	11
① 児童	
・児童虐待	
② ひとり親家庭	
・児童扶養手当	
・生活保護	

- ① それいゆぷらざ(女性センター)利用者状況
 - ・利用者数
 - ・図書貸出し数
 - ・それいゆぷらざ(女性センター)登録団体
 - ・それいゆぷらざ(女性センター)事業実績一覧
 - ・男女平等推進情報「そよかぜ」の発行
 - ・それいゆぷらざ(女性センター)協力員活動実績
- ② 女性総合相談
 - ・女性総合相談
- ③ DV相談
 - ・DV相談
- ④ 苦情申立て
 - ・男女平等苦情処理委員への苦情申立て

第2部 朝霞市の男女平等推進施策の実施状況 17

●第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画 18

- ① 計画の全体像
- ② 重点課題
- ③ 施策目標
- ④ 施策の体系
- ⑤ 計画の構成・期間
- ⑥ 朝霞市男女平等推進事業評価
 - ・朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱
 - ・令和7年度男女平等推進事業評価一覧
 - 施策目標ごとの指標・数値目標
 - 進行管理事業評価
 - 関連事業の実施状況
 - 第2次朝霞市男女平等推進行動計画指標・数値目標一覧表
 - 審議会等の女性委員の登用率の現状値
- ⑦ 女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価
 - ・女性活躍推進法に基づく推進計画について
 - ・女性活躍推進法基本方針に基づく施策別一覧表
 - ・主な施策別にみる女性活躍推進法(基本方針)に基づく、地方公共団体に
関する施策と一体となる取組項目一覧表
 - ・女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

第3部 朝霞市の男女平等推進体制	84
●男女平等推進体制	85
1 男女平等推進審議会	
・会議の開催状況	
・朝霞市男女平等推進審議会委員名簿	
2 男女平等推進庁内連絡会議	
・会議の開催状況	
・幹事会の開催状況	
3 DV 対策等関係機関ネットワーク会議	
・会議の開催状況	
用語解説	89
参考資料	93

第1部

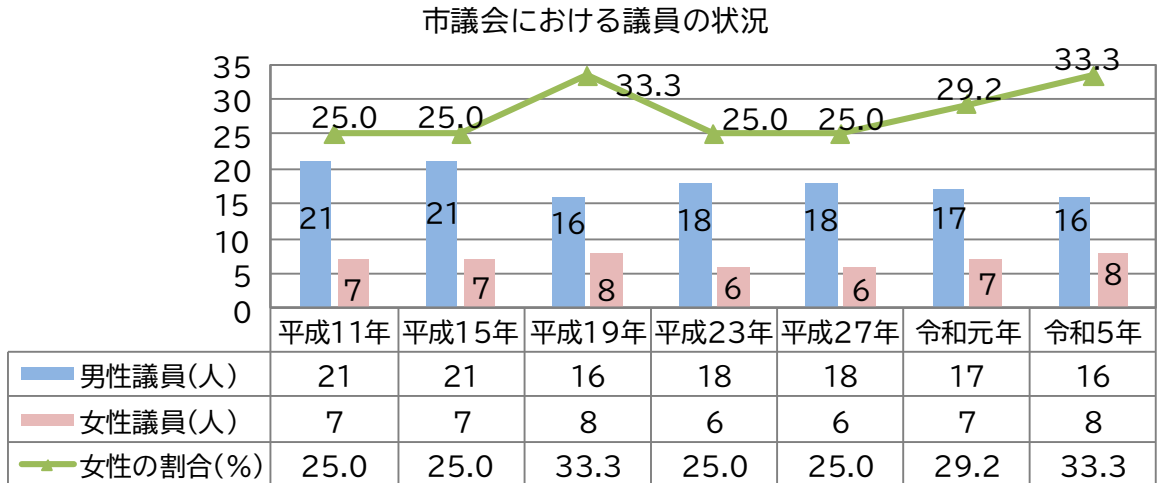
朝霞市の男女平等をめぐる状況

① 社会参画

1 政治への参画

【市議会における議員】

市議会議員全体に占める女性議員の割合は、平成 23 年から平成 27 年までは 4 人に 1 人(25.0%)の割合で推移していましたが、令和5年 12 月の改選では、議員総数 24 人のうち、男性議員 16人、女性議員 8 人となっており、前回に比べ、女性議員は 1 人増となっています。



(各年とも 12 月改選時の状況)

*参考:埼玉県議会における女性議員の割合 令和 5 年 4 月現在 16.1%
 埼玉県内市町村議会における女性議員の割合 令和 6 年 12 月現在 26.3%
 *資料:令和 7 年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

2 審議会等への参画

【審議会等における委員】

審議会等は、法律により設置が義務付けられているもののほか、市で任意に設置しているものを合わせると、令和 8 年 3 月 31 日現在 の審議会等が設置されています。委員総数は 人で、うち女性委員の数は 人、全体の %となっており、前年同時期比 ポイント増となっています。

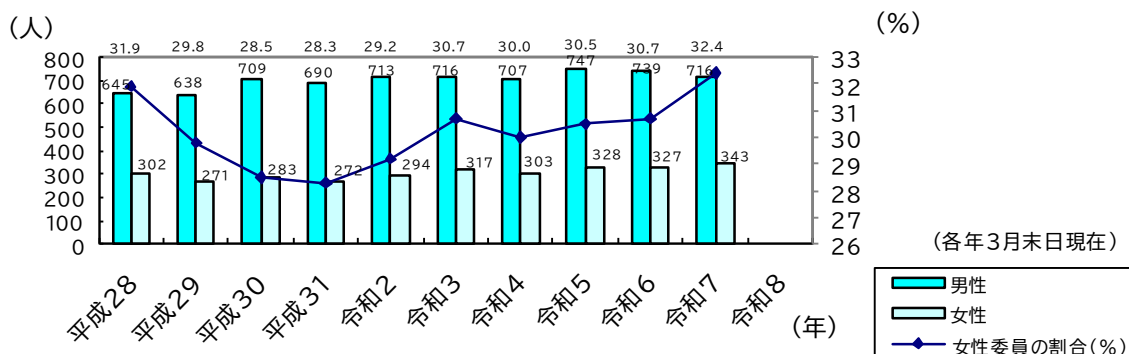
設置根拠	審議会等の数	委員数(人)	男性		女性	
			人	%	人	%
*法必置						
*法任意						
*市独自						
計						

(令和 8 年 3 月末日現在(休止中のものを除く))

- *法必置……法律により必ず設置しなければならないもの。
- *法任意……上位の法律はあるが、任意に条例等で設置するもの。
- *市独自……条例・要綱・要領・規則・指針・会則を含む。

※ P75～P76 に審議会等の女性委員の登用率の現状値について掲載しています。

審議会等における委員数と女性の割合の推移



年	審議会等の数	委員数(人)	男性(人)	女性(人)	女性委員割合(%)
平成28年	71	947	645	302	31.9
平成29年	68	909	638	271	29.8
平成30年	71	992	709	283	28.5
平成31年	72	962	690	272	28.3
令和 2年	74	1,007	713	294	29.2
令和 3年	75	1,033	716	317	30.7
令和 4年	72	1,010	707	303	30.0
令和 5年	76	1,075	747	328	30.5
令和 6年	78	1,066	739	327	30.7
令和 7年	77	1,059	716	343	32.4
令和 8年					

(各年とも3月末日現在)

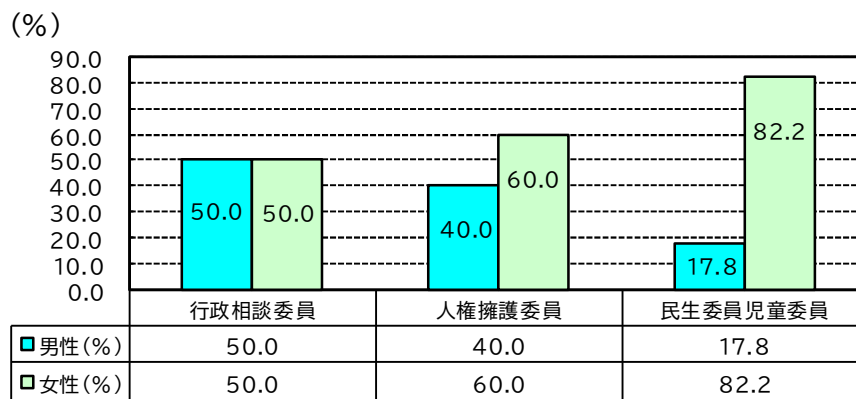
*参考:埼玉県審議会における女性委員の割合 令和7年4月現在 47.2%
埼玉県内市町村審議会等における女性委員の割合 令和7年4月現在 30.2%
*資料:令和7年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

3 法に基づく委員への参画

【法に基づいて設置されている委員】

法に基づいて設置され、市が国や県に対し推薦して委嘱される委員である、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員・児童委員の状況についてみると、行政相談委員2人、うち女性1人(50.0%)、人権擁護委員5人、うち女性3人(60.0%)、民生委員・児童委員146人、うち女性120人(82.2%)となっています。

法に基づいて設置されている委員の状況

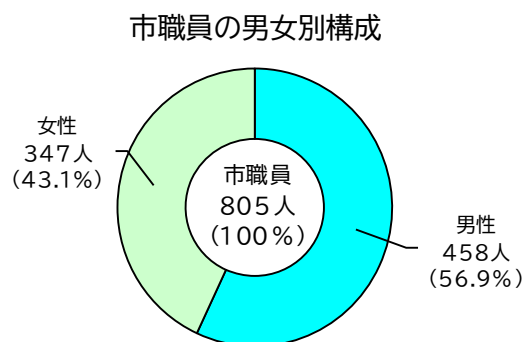


(令和8年4月1日現在)

4 市職員の構成

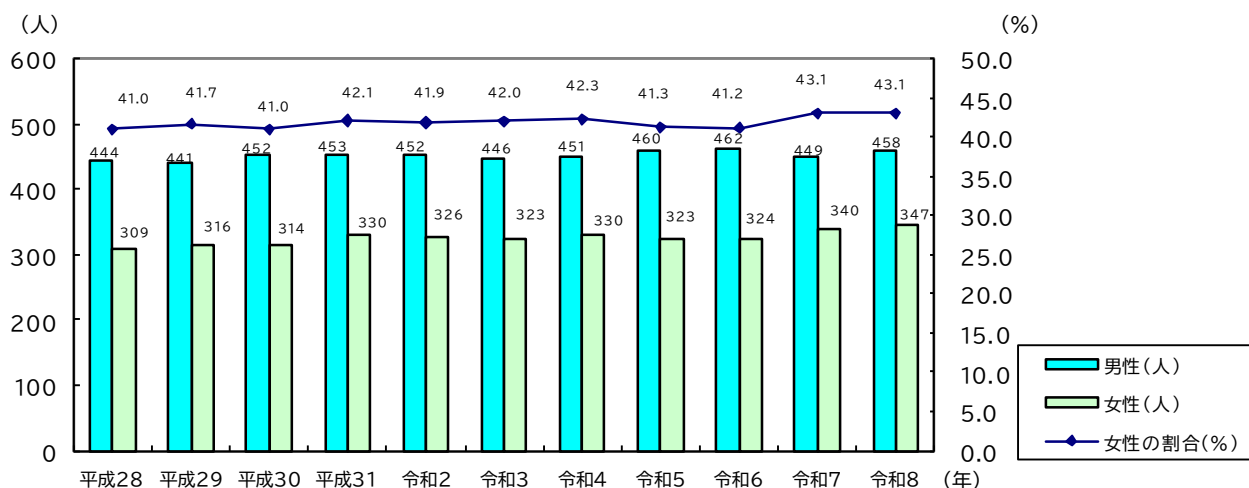
【職員の男女別人数】

職員数(特別職及び非常勤職員を除く)は、令和8年4月1日現在、805人で、男女の構成は、男性458人(56.9%)、女性347人(43.1%)となっています。全職員に占める女性の割合は、前年と比較して増減がありませんでした。



(令和8年4月1日現在)

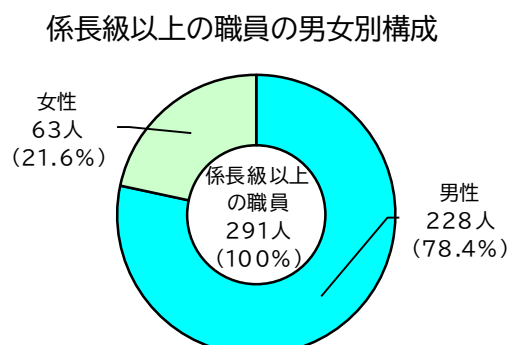
市職員全体に占める女性の割合の推移



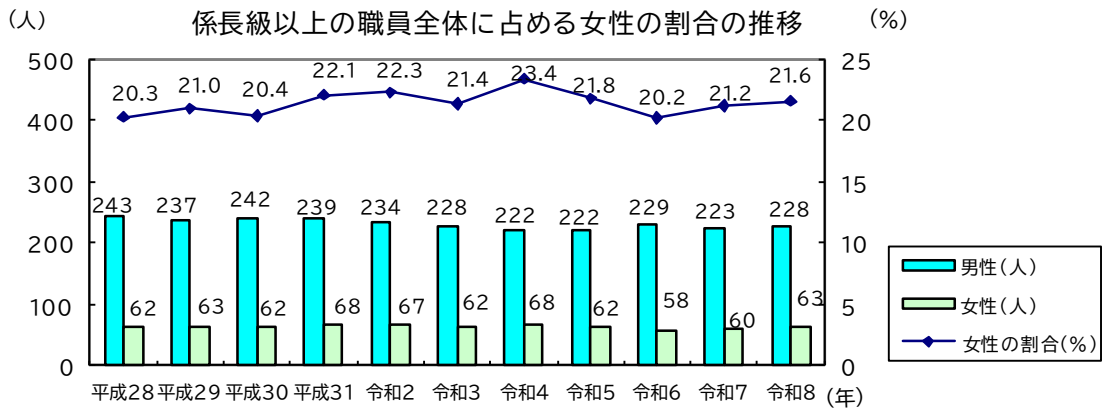
(各年4月1日現在)

【係長級以上の職員】

職員(特別職及び非常勤職員を除く)に占める係長級以上の職員は全体で291人(全職員に対する構成比36.1%)です。男女の構成は、男性228人(78.4%)、女性63人(21.6%)です。女性の係長級以上の職員の割合は、前年よりも0.4ポイント増加しています。



(令和8年4月1日現在)



(各年4月1日現在)

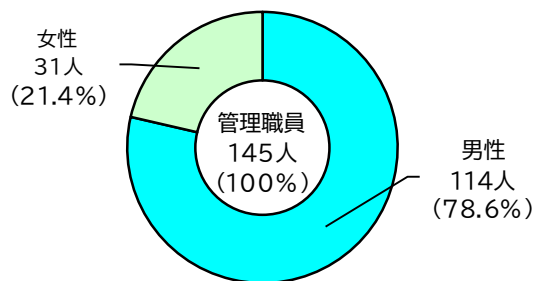
*参考:埼玉県主査級以上職員における女性職員の割合 令和8年4月現在 23.7%(令和3年度以降は病院局を含まない)
埼玉県内市町村係長級職員における女性職員の割合 令和7年4月現在 31.4%

*資料:令和7年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

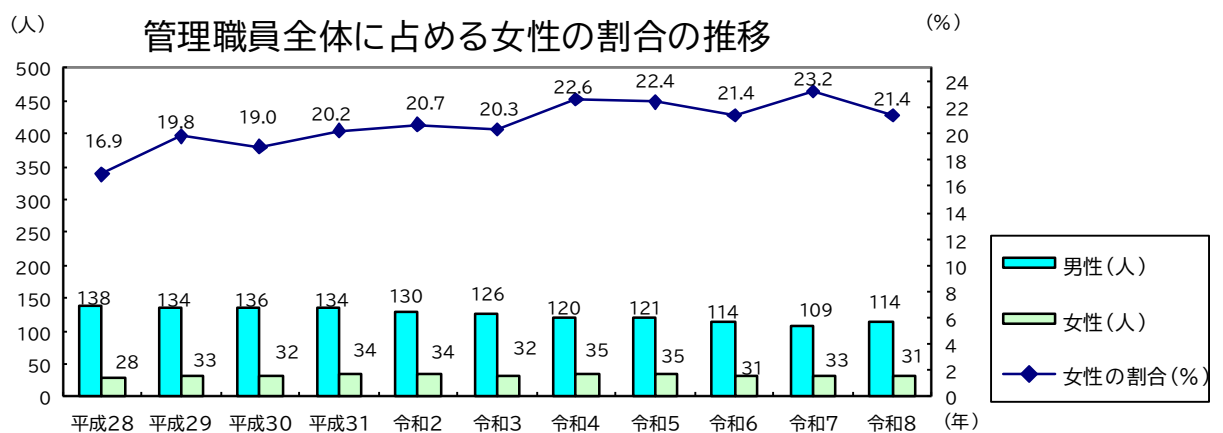
【管理職員】

職員(特別職及び非常勤職員を除く)に占める管理職員(課長補佐級以上の職員)は、全体で145人(全職員に対する構成比18.0%)です。男女の構成は、男性114人(78.6%)、女性31人(21.4%)となっております。女性の管理職員の割合は、前年よりも1.8ポイント減少しています。

管理職員の男女別構成



(令和8年4月1日現在)



(各年4月1日現在)

*参考:埼玉県副課長級以上職員における女性職員の割合 令和7年4月現在 15.1%(令和3年度以降は病院局を含まない)

*資料:令和7年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

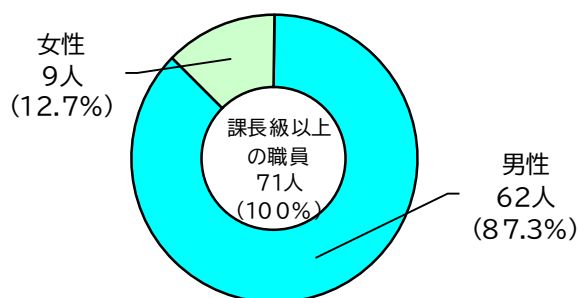
【課長級以上の職員】

管理職員のうち、課長級以上の職員は、全体で71人(全職員に対する構成比8.8%)で、男女の構成は、男性62人(87.3%)、女性9人(12.7%)です。女性の課長級以上の職員の割合は、前年よりも0.4ポイント増加しています。

なお、部次長級以上の職員は全体で34人(全職員に対する構成比4.2%)、男性は31人(91.2%)、女性は3人(8.8%)となっています。

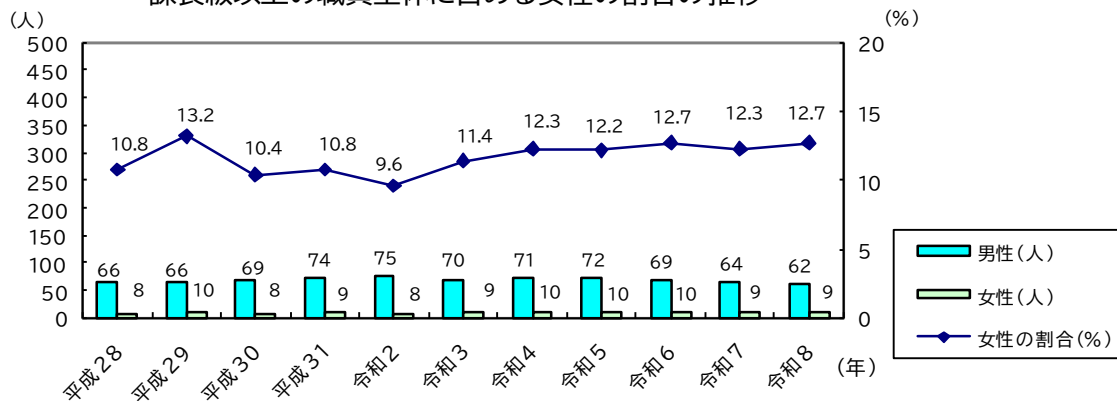
また、部長級職員は全体で15人(全職員に対する構成比1.9%)、男性は13人(86.7%)、女性は2人(13.3%)となっています。

課長級以上の職員の男女別構成



(令和8年4月1日現在)

課長級以上の職員全体に占める女性の割合の推移



(各年4月1日現在)

*参考:埼玉県内市町村管理職相当職以上職員における女性職員の割合 令和7年4月現在 17.7%

*資料:令和7年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

② 家庭生活

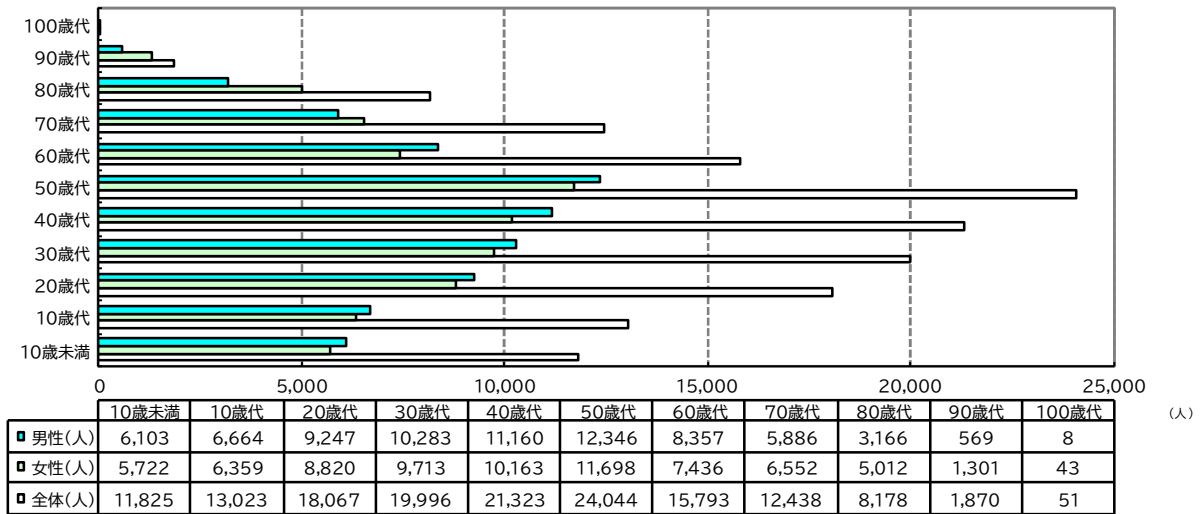
1 人口と世帯

【男女別人口】

令和8年4月1日現在、世帯数は72,392世帯、人口は146,608人で、うち男性73,789人、女性72,819人となっています。

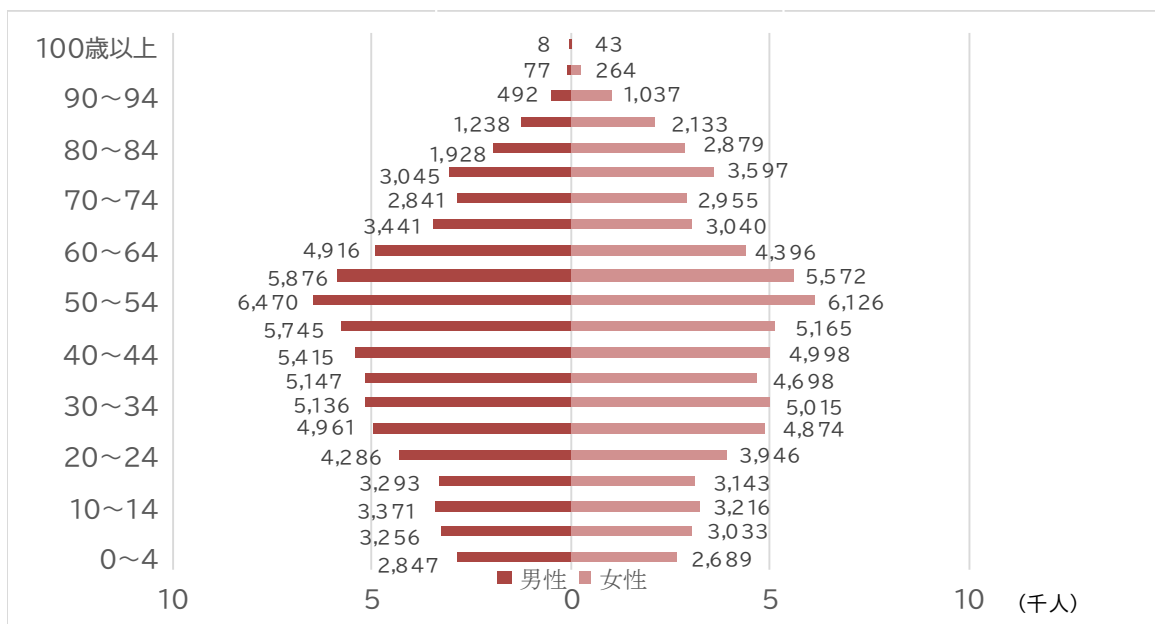
朝霞市の人口は年々増加しています。人口に占める男女の比率はほぼ変化がありません。なお、令和8年1月1日現在、市内の平均年齢は44.4歳(男性43.4歳、女性45.4歳)で県内市町村の中で3番目に若い年齢となっています。

年代別男女別人口



(令和8年4月1日現在)

人口ピラミッド

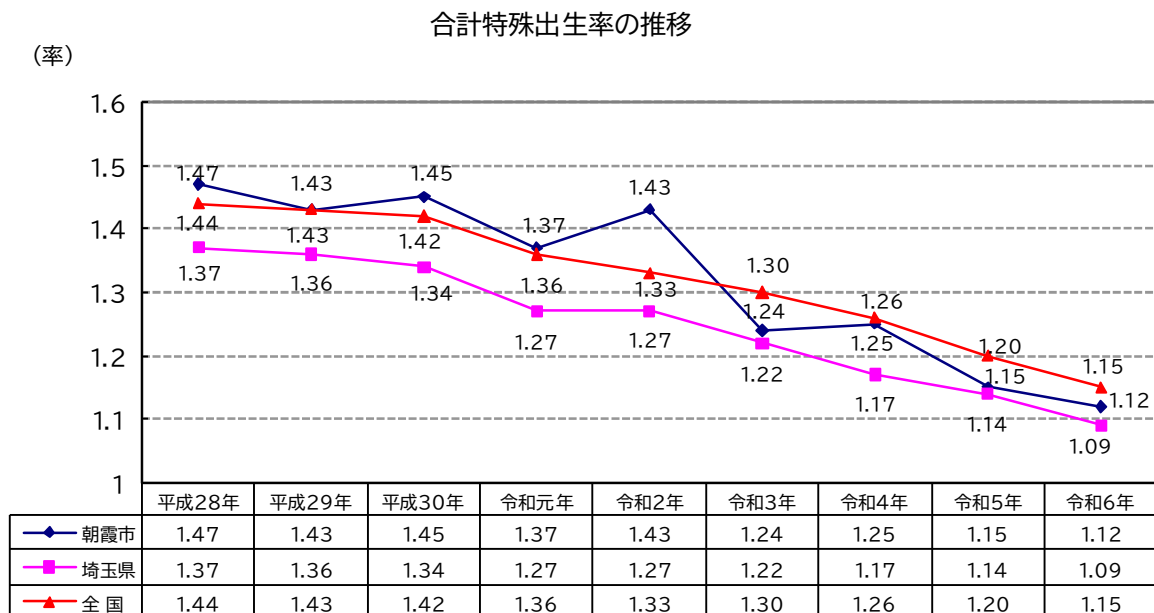


(令和8年4月1日現在)

2 人口動態

【合計特殊出生率の推移】

合計特殊出生率は、国・県と比べると高い傾向にありましたが、令和3年以降は低下傾向であり、令和6(2024)年は1.12となっています。

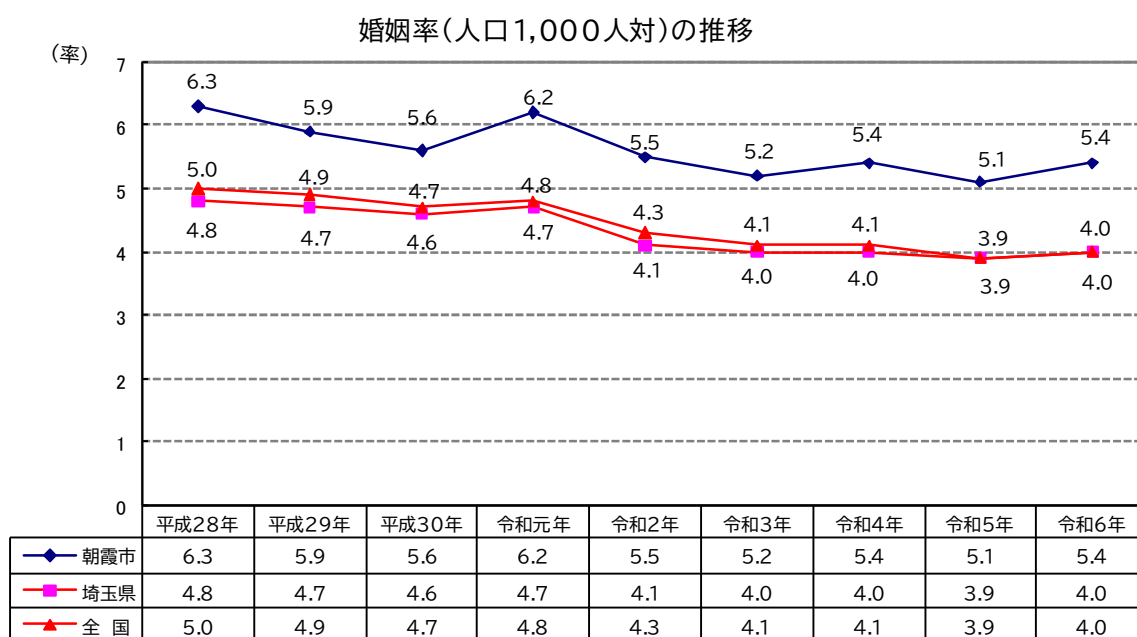


(資料:埼玉県の人口動態概況)抜粋

3 結婚・離婚

【婚姻率の推移】

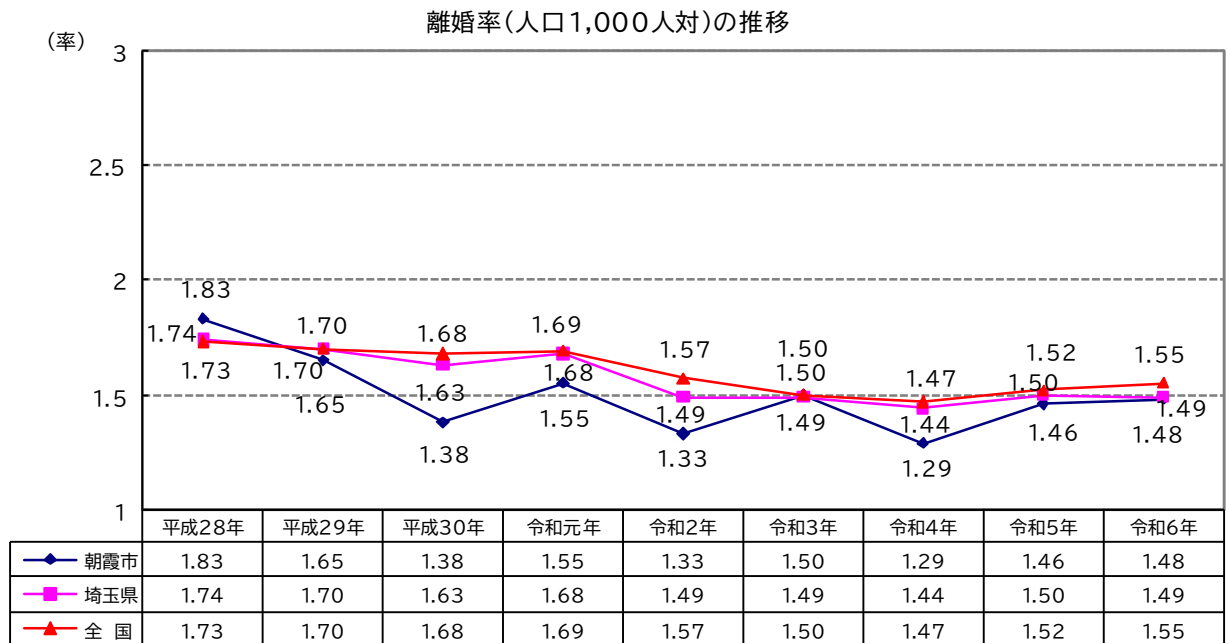
婚姻率は、国・県と比べると高い率を示していますが、総じて低下傾向にあります。



(資料:埼玉県の人口動態概況)抜粋

【離婚率の推移】

離婚率は、令和4年から国・県に比べやや低い水準となっています。



(資料:埼玉県の人口動態概況)抜粋

③ 教育

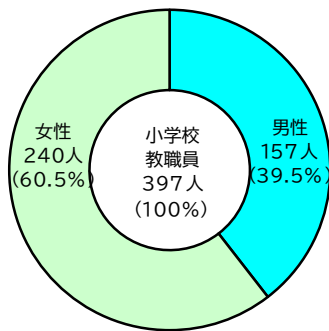
1 小中学校

【小中学校の教職員】

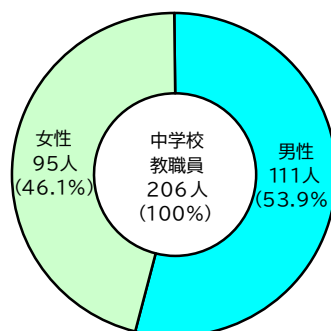
小学校の教職員は、令和8年5月1日現在、全体で397人(前年比3人増)、男性157人(全体の39.5%、前年比10人減)、女性240人(全体の60.5%、前年比13人増)です。女性の教職員が男性の教職員の約1.5倍となっています。

中学校の教職員は、全体で206人(前年比7人増)、男性111人(全体の53.9%、前年比1人減)、女性95人(全体の46.1%、前年比8人増)です。男性の教職員が女性の教職員の約1.2倍となっています。

小学校教職員の男女別状況



中学校教職員の男女別状況



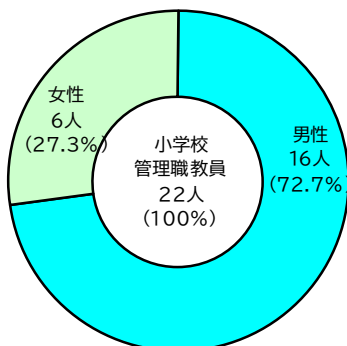
(令和8年5月1日現在)

【小中学校の管理職教員】

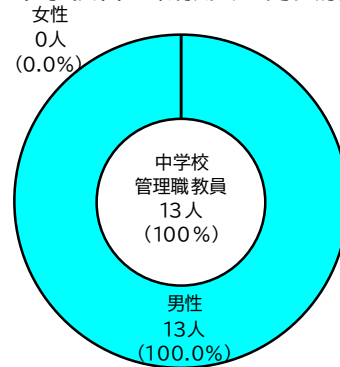
小学校の管理職教員(校長・教頭)は、全体で22人(前年比1人減)、男性16人(全体の72.7%、前年比1人減)、女性6人(全体の27.3%、前年比1人増)となっています。

中学校の管理職教員は、全体で13人(前年比2人増)、男性13人(全体の100%、前年比増減なし)、女性0人(全体の0%、前年比増減なし)となっています。

小学校管理職教員の男女別状況



中学校管理職教員の男女別状況



(令和8年5月1日現在)

*参考:全国の国公私立小中学校の校長・副校長・教頭に占める女性の割合
令和7年5月1日現在 小学校 約31.5% 中学校 約17.9%

*資料:各分野における参画状況 5.教育・研究等 (2)初等・中等教育関係
(男女共同参画局 令和7年度 女性の政策・方針決定参画状況調べ)抜粋

④ 健康・福祉

1 児童

【児童虐待】

児童虐待とは、親や親に代わる養育者が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為をいいます。また、子どもの目の前でDVを行うことは、心理的虐待に当たります。令和7年度の虐待通告(相談)被虐待児童数は、242人で、そのうち面前DVによるものは162人となっています。

2 ひとり親家庭

【児童扶養手当】

令和7年度の申請・登録者数は566人(前年比3.0%減、18人減)で、うち支給対象者は、425人(母親403人、父親21人、養育者1人)(前年比5.0%減、43人減)となっています。

支給事由のうちもっとも多いものは「離婚」(354人)で、全体の83.3%(前年比1.7ポイント減)を占めています。

支給対象者の事由別人数 (人)

	離婚	死別	未婚	障害者	遺棄	その他	計
令和3年度	450	3	53	4	1	10	521
令和4年度	428	3	49	3	2	13	498
令和5年度	409	3	51	5	1	11	480
令和6年度	398	4	45	5	2	14	468
令和7年度	354	2	45	3	0	21	425

(各年度3月末日現在)

【生活保護】

令和7年度の生活保護法による被保護世帯は1,586世帯で、うち母子世帯は40世帯で前年と比較して減少傾向となっています。

生活保護法により保護を受けた世帯数 (世帯)

	単身世帯				2人以上の世帯					計
	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	
令和3年度	799	151	88	246	77	63	21	11	90	1,546
令和4年度	793	164	84	268	65	63	15	7	93	1,552
令和5年度	811	178	87	267	69	63	11	12	98	1,596
令和6年度	826	180	90	273	66	57	11	9	108	1,620
令和7年度	826	185	85	259	67	40	12	9	103	1,586

(各年度3月末日現在)

⑤それいゆぷらざ(女性センター)

1 それいゆぷらざ(女性センター)利用者状況

【利用者数】

それいゆぷらざ(女性センター)は性別などにかかわらず誰もが住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に向け、男女平等に関する様々な施策を推進するとともに、市民等の男女平等の取組を支援する総合的な拠点施設として、平成25年1月4日に開所しました。

年度	合計	女 (大人)	男 (大人)	女 (子)	男 (子)	女 (計)	男 (計)	開所 日数	1日 あたり
令和 4年度	734人	390人	265人	48人	31人	438人	296人	308日	2.4人
令和 5年度	998人	391人	288人	164人	155人	555人	443人	309日	3.2人
令和 6年度	761人	384人	224人	83人	70人	467人	294人	306日	2.5人
令和 7年度	821人	388人	266人	99人	68人	487人	334人	308日	2.7人

【図書貸出し数】

それいゆぷらざ(女性センター)では、男女共同参画に関する図書の貸出しを行っています。朝霞市内に在住・在勤・在学、または新座市・和光市・志木市在住の方が利用することができ、1人につき1回5点まで、21日間の貸出が可能です。

年度	合計	女性	男性	合計 (冊数)	女性	男性
令和 4年度	43人	40人	3人	76冊	71冊	5冊
令和 5年度	35人	34人	1人	61冊	60冊	1冊
令和 6年度	35人	33人	2人	64冊	62冊	2冊
令和 7年度	19人	16人	3人	41冊	38冊	3冊

【それいゆぷらざ(女性センター)登録団体】

男女共同参画社会の実現を目的とした活動を行っている団体が朝霞市女性センターに登録することにより、当該団体と協働で男女共同参画社会の実現に向けた事業を行っています。

年度	団体数	協働事業
令和 4年度	4団体	サマーフェスティバル、女性センター10周年事業
令和 5年度	4団体	サマーフェスティバル、パープルリボン運動啓発イベント
令和 6年度	3団体	サマーフェスティバル、パープルリボン運動啓発イベント
令和 7年度	4団体	サマーフェスティバル、パープルリボン運動啓発イベント

※ 女性センター登録団体については、P.93 参照

【それいゆぷらざ(女性センター)事業実績一覧(令和7年度)】

事業名	内容	実施日
男女共同参画週間	パネル展「考えよう わたしたちの働き方・暮らし方」 :中央公民館・コミュニティセンター 懸垂幕:市役所外壁 横断幕:駅前広場(北朝霞駅) シール調査「アンコンシャス・バイアスについて」 メッセージツリー	6月22日 ~29日
パープルリボンキャンペーン	タペストリー展示・絵本の読み聞かせ等:それいゆぷらざ(女性センター) パネル展「セクシュアルハラスメントのない社会へ」・シール調査「今までにこのような不愉快な思いをしたことはありますか？」 :中央公民館・コミュニティセンター	8月23日 ~24日
あさか女と男セミナー	第1部 パープル・オレンジリボン共同開催 ①「DV・児童虐待などの加害してしまう心理的要因について」 ②「育児に活かすアンガーマネジメント講座」 第2部 トークミーティング 「家族とジェンダーについて」 第3部 トークセッション 「多様な家族~生き方いろいろ 家族もいろいろ~」 会場:ゆめばれす(市民会館)	第1部 11月8日 第2部 1月8日 第3部 2月5日
女性に対する暴力をなくす運動	①パープルリボン運動啓発イベント(参加型講座):わくわくどーむ ②パープルリボン・オレンジリボンキャンペーン(パネル展) ③パープル・オレンジライトアップ	①11月23日 ②11月4日 ~28日 ③11月12日 ~28日
女性センターパネル展	①彩夏祭「知っていますか?デートDV」・シール調査「あなたは朝霞市女性センターを知っていますか?」:中央公民館・コミュニティセンター ②防災フェア「わたしの”防災対策」:カインズ朝霞店 ③国際女性の日「男女共同参画」:市役所	①8月1日 ~5日 ②11月8日 ③3月3日 ~10日

○男女平等推進情報「そよかぜ」の発行

発行月	テーマ	周知方法
令和7年9月発行	世界ランキング118位ってなんだろう?	広報あさかに掲載
令和8年3月発行	「らしさ」の押しつけ、していませんか?	広報あさかに掲載

○それいゆぷらざ(女性センター)協力員活動実績

- ①男女平等推進事業企画・運営協力員:地域人材の活用を図り、行政と協働し、コラム執筆やアドバイザーとして効果的に事業を推進する(8人)
- ②男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員:行政と協働し、「そよかぜ」の企画及び編集を行う(1人)
- ③あさか女と男セミナー企画・運営協力員:行政と協働し、「セミナー」の企画及び運営を行う(2人)

内容	実施回数	実施事業・周知方法	協力員
男女平等推進事業企画・運営協力員会議	全1回	事業アドバイザー選出等	①
男女平等を目指したテーマのコラムの掲載	全3回	広報あさかに掲載	①
事業運営協力	全1回	男女共同参画週間	①
男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員会議	全8回	広報あさかに掲載	① ②
あさか女と男セミナー企画・運営協力員会議	全6回	全3回講座を実施	① ③

2 女性総合相談

【女性総合相談】

女性総合相談は、平成12年度に市役所に設置されて以来、女性専用の相談として利用されています。平成25年1月からは、それいゆぷらざ(女性センター)で実施しています。

また、女性の相談員が週1回、交代で相談を受けています。主な相談の内容としては、「夫婦関係」や「経済、生活」などとなっています。

年度	相談人数	相談件数
令和4年度	41人	45件
令和5年度	46人	57件
令和6年度	82人	88件
令和7年度	75人	78件

日時:毎週木曜日(午前10時～午後4時※)

場所:それいゆぷらざ(女性センター)

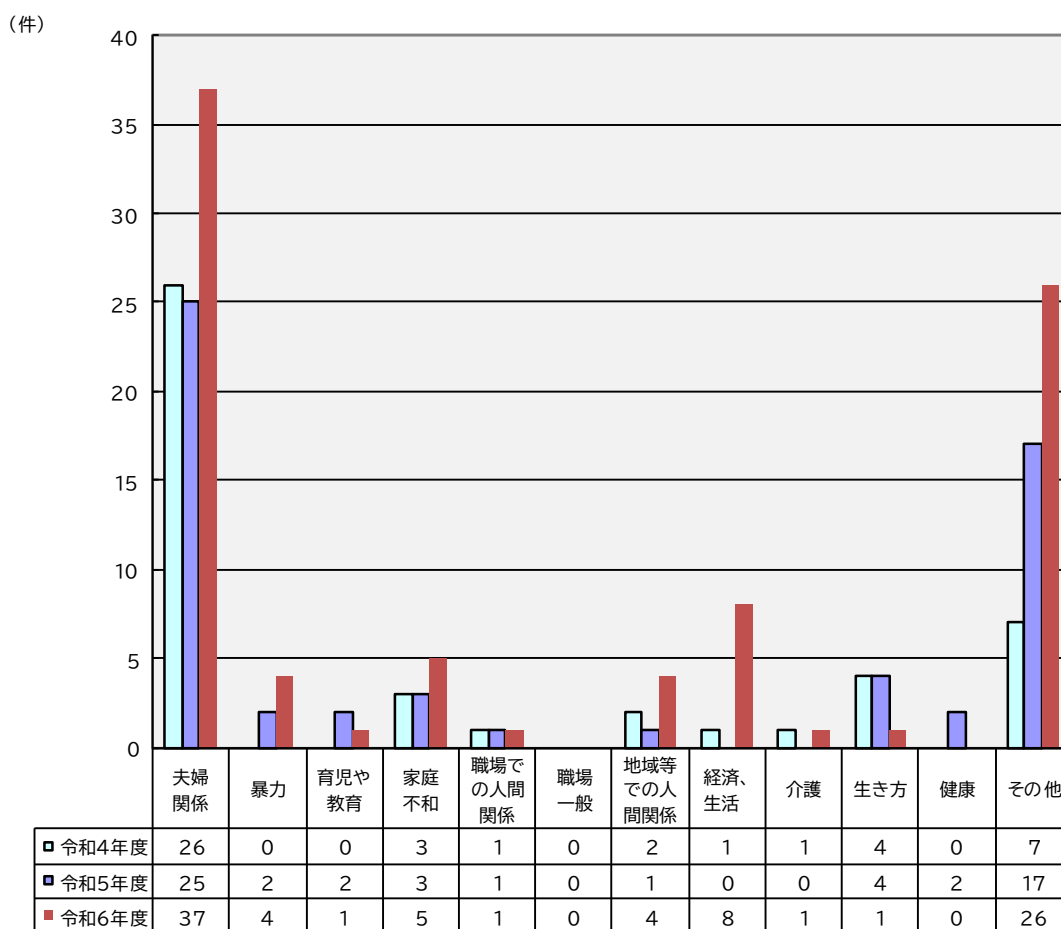
相談方法:面接及び電話(予約不要・先着順)

TEL:048-463-2697

※令和6年度より午後3時→午後4時までに変更

※令和7年10月より一時移転中

相談内容別件数



(令和7年度件数) ※令和7年度からDV相談と同じ項目で集計しています。

(件)

夫婦等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	子どもの暴力等	養育困難	親の暴力	その他親族の暴力	家庭不和	その他の者の暴力	交際相手の暴力	男女問題	住居問題	帰住先なし	生活困窮	サラ金借金	求職	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他
5	1	18	0	1	0	2	15	0	0	0	2	1	0	2	0	0	8	0	23

3 DV相談

【DV相談】

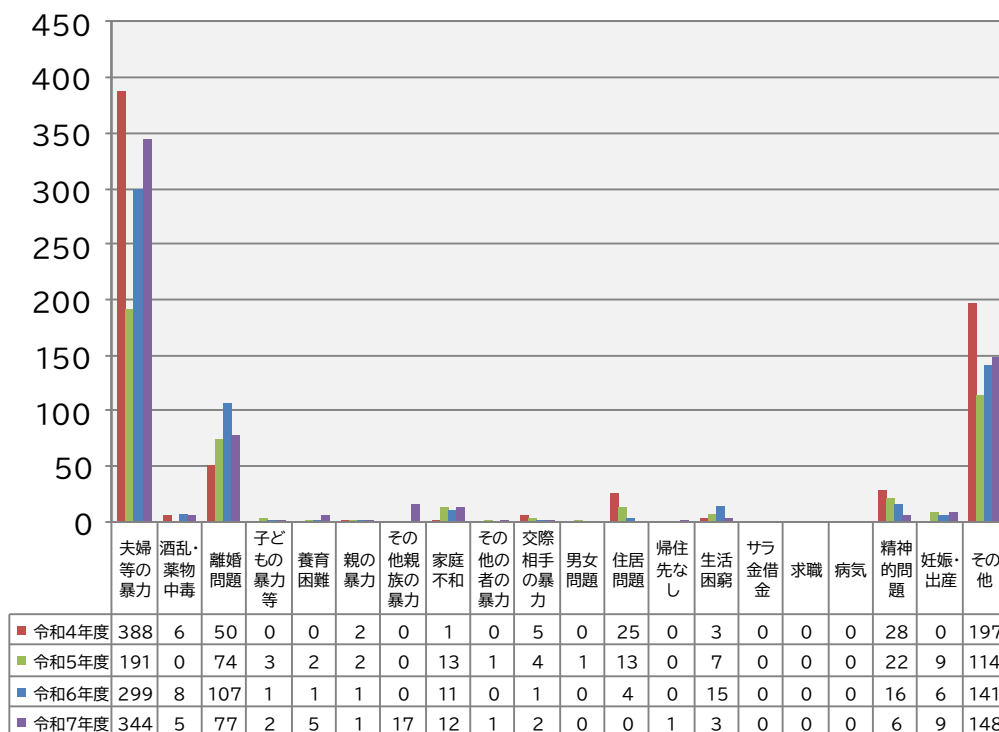
DV相談は、平成23年4月1日に配偶者暴力相談支援センター事業を開始し、市役所内で実施してきましたが、平成25年1月からは、それいゆぷらざ(女性センター)で火曜日～日曜日、職員による相談を受け付けています。また、令和元年度からは専門の相談員が交代で毎週火曜日・水曜日・金曜日・土曜日に相談を受けています。

年度	相談人数	相談内容数
令和4年度	437人	705件
令和5年度	313人	456件
令和6年度	348人	611件
令和7年度	397人	633件

日時:火曜日～日曜日(午前9時～午後5時)
 場所:それいゆぷらざ(女性センター)
 相談方法:面接及び電話(予約不要・先着順)
 TEL:048-463-0356
 ※火曜日・水曜日・金曜日・土曜日は、専門の相談員が相談をお受けしています。
 時間:午前10時～午後4時

※令和7年10月より一時移転中

相談内容別件数



4 苦情申立て

【男女平等苦情処理委員への苦情申立て】

平成 15 年 10 月 1 日から、朝霞市男女平等推進条例及び同条例施行規則に基づき、男女平等苦情処理委員を設置しています。苦情処理委員は 2 人で、男性 1 人(大学名誉教授)、女性 1 人(弁護士)です。苦情申立てできる内容については、「男女平等を阻害する要因による人権侵害」や「社会的な慣行等による差別的取扱い」となっています。

苦情申立書を市が受付した後、苦情処理委員が調査等を行い、市長に報告することとし、必要な場合、市長が関係者に助言及び是正の勧告を行うことができるとしています。令和7年度については、申立てはありませんでした。